



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	コルベールとフィナンシエ
Author(s)	常見, 孝
Citation	北海道大學文學部紀要, 27(1), 41-87
Issue Date	1979-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33427
Type	departmental bulletin paper
File Information	27-43_P41-87.pdf



コ
ル
ベ
ー
ル
と
フ
ィ
ナ
ン
シ
エ

常
見

孝

はじめに	43
第一節 中央財政機構	48
第二節 徴税請負	55
第三節 罰金宣告、罰金徴集請負	68
結びにかえて	86

コルベールとフィナンシエ

常 見 孝

はじめに

近年の研究動向として、かつてアンシャン・レジームの頂点と言われたルイ十四世の大御代 Grand Siècle が危機の時代として位置づけられ、絶対王政像が大きく修正されつつあるのは周知のとおりである。⁽¹⁾ 絶対王政の特質を明らかにするうえで重要な手掛りとなる財政史の分野でも新しい研究動向が生じている。⁽²⁾

従来の研究では、コルベールはルイ十四世の親政下王国財政の建て直しを果たし、財政に秩序を導入したと言われている。財務行政及び財政機構の改革が重視されてきた。⁽³⁾ しかし、今日では、彼の改革が一時的危機回避策にすぎず、財政秩序の確立も一時的な現象にとどまるとの見解が一般的である。⁽⁴⁾ 更に、リューティのバンク・プロテスタントの研究を端緒に、アンシャン・レジームの財政・金融・経済の担い手としてのフィナンシエの役割が注目されている。⁽⁵⁾ ショーシナン・ノガレ、デント、デセルらの研究は、王国財政のあり方を明らかにするためには先ずその担い手フィ

ナンシエの実態解明が必要であるという共通の認識に立っている。⁽⁶⁾ フィナンシエ financiers とは、「国王の金」即ちフィナンス finances の取扱いを行う者の意で、総括徴税請負人 *fermiers généraux*、トレータン *trahants*、パルティザン *partisans* などの請負業者、更に一部の財務官も含まれる。⁽⁷⁾ このフィナンシエの実態研究が財政史研究の焦点の一つになってきているのである。コルベール財政のあり方を明らかにするうえでも、フィナンシエの果たした役割の分析が重要な意味をもつてくると思われる。本稿は、コルベールの財政掌握の手段を解明するために、王国財政の担い手フィナンシエをコルベールがどのように用いたかを検討するものである。⁽⁸⁾

ところで、上記の近年の研究では、フィナンシエ利用乃至編成において人的な諸関係——姻戚関係、友好関係、保護——従属関係、パトロネッジの関係等、以下、本稿では仮に「人脈関係」 *relations personnelles* と呼ぶ——が大きな役割を果たしていたことが注目されている。⁽⁹⁾ 特に宰相マザラン時代のフィナンシエ利用は多分に人脈関係に基づくものと言われ、マザランと財務長官フーケとの関係、取巻のフィナンシエとの関係、フーケと彼の事務役 *commis* のフィナンシエとの関係等のパーソナルな関係が注目されている。⁽¹⁰⁾ 一方、コルベール期についても、コルベールとフィナンシエとの人脈関係は従来の研究でしばしば指摘されてはきたが、部分的に闕説されるのみであった。⁽¹¹⁾ 近年では、デント、デセルの研究が人脈関係にもふれている。⁽¹²⁾ しかし、デントの研究は時期区分が曖昧であるうえ、コンピュータ処理をした結果——数字、グラフ——のみが示される場合が多く、フィナンシエの具体像を理解し難い面がある。一方、デセルの研究ではいくつかの新しい重要な資料が提示されており、筆者もこれを整理検討して利用した。⁽¹³⁾ しかし、他は、従来の研究で既に明らかにされているか、或いは刊行史料によって明らかにしうる事実であり、⁽¹⁴⁾ これらの引用は明記されていない、更に、人脈関係の確認に不十分な点も見られる。⁽¹⁵⁾ つまり、コルベールとフィナンシエとの人脈関係の分析はこれ迄必ずしも本格的に行なわれていなかった。筆者の検討も極めて不十分なものであるが、

以下本論では、コルベール期初期を中心に三つの局面に則してコルベールのフィナンシエ利用において人脈関係の果たした役割を検討したい。(一) 中央財政機構における権力掌握の過程、(二) 徴税請負における請負人の構成の変化、(三) 特別裁判所の罰金宣告及び罰金徴集請負の実態。

註

- (1) 古典的研究を代表するものとして、E. Lavisse, *Histoire de France*, t. VII 1^{re} partie, Paris, 1906.
近年の研究動向を示すものとしては、P. Goubert, *Louis XIV et vingt millions de français*, Paris, 1966; R. Mandrou, *La France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, Paris, 1967; do., *Louis XIV en son temps*, Paris, 1973.
我国でも絶対主義研究に新しい動向が生じている。特に成瀬治氏の諸論稿を参照。「絶対主義成立期の官僚概念——ボタンとロワゾーの場合——」『西洋史学』第八七号、一九七三年、「プロイセン絶対王政成立期における官僚制の性格——Rekrutenkasseの問題を中心に——」、柴田・成瀬編『近代史における政治と思想』、一九七七年。更に、『朕は国家なり』(『大世界史』一二三、一九六八年)も参照。
- (2) 従来の財政史研究の問題点及び近年の研究動向を的確に要約したものとして、P. Goubert, *L'ancien régime 2: les pouvoirs*, "Coll. U", Paris, 1973, chap. 7.
- (3) 古くは、十九世紀の財政史家クラマジュランの見解、及びコルベール研究者クレマンを参照。J.-J. Clamageran,

Histoire de l'impôt en France, t. II, Paris, 1876, p. 695; P. Clément, *Histoire de la vie et de l'administration de Colbert, précédée d'une étude historique sur Nicolas Fouquet*, Paris, 1846; do., *Histoire de Colbert et de son administration*, 2 vol., Paris 1874.
サニヤックもコルベールの「la sage administration des finances」を評価している。Ph. Sagnac, *La formation de la société française*, t. I, Paris, 1945, pp. 54-55.

- (4) Mandrou, *La France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, pp. 136-137; do., *Louis XIV*, pp. 146-150; P. Goubert, *L'ancien régime 2*, p. 139. 筆者も以前、臨時収入の動向を中心にコルベール期初期の財政再建策の実態を検討し、それが財政危機回避の一時的方策にとどまったことを指摘した。「十七世紀中葉におけるフランス絶対王政の財政問題」『史学雑誌』第八二編、第三、四号、一九七三年。
- (5) H. Lüthy, *La banque protestante en France de la Révocation de l'édit de Nantes à la Révolution*, 2 vol., Paris, 1959-61. リューティの研究は、バンク・プロテスタントの実態とその歴史的性格を解明しつつ、プロテスタント

テイスムと資本主義の興隆との関連についての諸学説、とりわけリョーテーゼとの対決を試みた大著である。又、この書は、ファイナンシエとベンキエとの範疇的差異を明確にしたことでも知られている。この点については、例えば、*Ibid.*, t. I, pp. 107-114; t. II, pp. 773-777. リョーテーの論文集も参照。do., *Le passé présent*, Monaco, 1965.

(6) 以下に、彼らの研究を文献と論文とにわけて列挙する

〔文献〕 G. Chaussinand-Nogaret, *Les financiers de Languedoc au XVIII^e siècle*, Paris, 1970; J. Dent, *Crisis in Finance: Crown, Financiers and Society*, Newton Abbot, 1973.

〔論文〕 J. Dent, An Aspect of the Crisis of the Seventeenth Century: The Collapse of the Financial Administration of the French Monarchy (1653-61), *Ec.H.R.*, 2nd Ser., Vol. XX, No. 2, 1967 (以下、Dent, art. I. と略記); do., The Role of Clientèles in the Financial Elite of France under Cardinal Mazarin, in *French Government and Society 1500-1850*, Ed. by J. F. Bosher, London, 1973 (以下、Dent, art. II. と略記); Chaussinand-Nogaret, Capital et structure sociale sous l'Ancien Régime, *Annales, E. S. C.*, 25^e Année, n° 2, 1970; D. Dessert, Finances et société au XVII^e siècle: à propos de la Chambre de Justice

de 1661, *Annales, E. S. C.*, 29^e Année, n° 4, 1974 (以下、Dessert, art. I. と略記); D. Dessert et J.-L. Journet, Le lobby Colbert: un royaume, ou une affaire de famille?, *Annales, E. S. C.*, 30^e Année, n° 6, 1975 (以下、Dessert, art. II. と略記); D. Dessert, Pouvoir et finance au XVII^e siècle: la fortune du Cardinal Mazarin, *Rev. d'hist. mod. et contemp.*, t. XXIII, 1976 (以下、Dessert, art. III. と略記)。

以上の諸研究は、研究対象・時期が異なっているだけでなく、研究視角も異なっているので一括して扱い得ないものであるが、ファイナンシエの実態研究を本格的に行なったものとして列挙した。

(7)

ロワソーは、「私は官職保有者であろうとなかろうと、ファイナンスの取扱いに従事している者全てをファイナンシエと呼ぶ」と述べている。Ch. Loyseau, *Traité des ordres et simples dignitez*, éd. 1707, cité par J. F. Bosher, *Chambre de Justice in the French Monarchy, in French Government and Society 1500-1850*, p. 23. ファイナンシエの定義及び類型については、リョーテーの研究でもふれられているが(前記註(5)を参照)問題点を簡潔に整理したものとして、J. Bouvier et H.-G. Martin, *Finances et financiers de l'ancien régime*, Paris, 1969. を参照。

なお、フィナンシェは「金融業者」と訳される場合も多く、筆者も前稿では金融業者と訳した。しかし、ロワゾーの述べる如きフィナンシェの概念に、この訳語は不適当と思われ、又、他に適切な訳語を見出し得ないので、特に訳語をあてずにそのままフィナンシェと呼ぶことにする。この点については、平井氏の指摘を参照。平井寿章「一七世紀中葉におけるフィナンシェ」『六甲台論集』二二・一二、一九七五年。同、「ラングドック運河建設——一七世紀後半におけるフィナンシェの事業——」『広島経済大学研究論集』第一四号、一九七六年。

- (8) フィナンシェをとり上げる場合、当然、その歴史的 성격が問題となる。近年の研究は、例えばジョーシナン・ノガレに見られるように、フィナンシェの活動を単に前近代性性格・寄生的性格としてとらえるのではなく、経済の推進力としてより積極的に評価しようとしている。Chaussinand-Nogaret, *op. cit.*, en particulier p. 22. しかしこの点の本格的な検討は稿を改めて行なうこととし、本稿では当面の課題として、フィナンシェの組織原理を中心に検討を進めたい。

- (9) 前記註(6)の文献、論文を参照。特に、Dent, art. II; Dessert, art. I, art. II; Chaussinand-Nogaret, *op. cit.* 十八世紀に入つて、総括徴税請負制が確立した後も、財務総監と総括徴税請負人との関係は、恩寵・保護・パトロネ

ッジ等で特徴づけられるパーソナルな関係であつたと言われる。Y. Durand, *Les fermiers généraux au XVIII^e siècle*, Paris, 1971, p. 78 et sqq., en particulier pp 80-81. なお、人的諸関係を一括した人脈関係なる用語自体は必ずしも一般的ではない。用例としては、Martin, *op. cit.*, p. 16; Dessert, art. II, p. 1324.

- (10) 特に、Dent, art. II; J.-L. Bourgeon, *Les Colbert avant Colbert*, Paris, 1973; G. Dethan, *Mazarin et ses amis*, Paris, 1968. このような関係は、夙にフォルボネが注目したところである。V. de Forbonnais, *Recherches et considérations sur les finances de France depuis 1595 jusqu'à l'année 1721*, 2 vol., Bâle, 1758, t. I, p. 265.

- (11) 前記註(3)のクレマンの研究の他、J. Lair, *Nicolas Fouquet*, 2 vol., Paris, 1890; Martin, *op. cit.*; E. Esmonin, *La taille en Normandie au temps de Colbert (1661-1683)*, Paris, 1913.

- (12) Dent, art. II; do., *Crisis in Finance*; Dessert, art. I, art. II. 他に、個別研究として、Fr. Dornic, *Louis Berryer, agent de Mazarin et de Colbert*, Caen, 1968. コルベールの伝記としては、G. Mongrédien, *Colbert 1619-1683*, Paris, 1963. があるが、引用を明示していないので、歴史研究に用いるには難がある。

- (13) 本稿の表Ⅰ～Ⅴは、デセルの提示した資料を中心に作成したものである。Dessert, art. I, annexe 1, 2, 3; art. II, annexe 1. 筆者の分析視点はデセルとやや異なるが、この点は行論中にふれたい(本項の註(15)も参照)。
- (14) これ迄あげてきた文献・論文の他、近年の研究として、A. Chauleur, *Le rôle des traitants dans l'administration financière de la France de 1643 à 1653, XVII^e Siècle*, n° 65, 1964; J. - P. Charmeil, *Les trésoriers de France à l'époque de la Fronde*, Paris, 1963; H. Legohérel, *Les trésoriers généraux de la Marine (1517-1788)*, Paris, 1963. がある。刊行史料は、次のものを参照。*Lettres, instructions et mémoires de Colbert*, publ. par P. Clément, 8 tomes en 10 vol., Paris, 1861-1882 (以下、Colbert, *Lettres*. と略記); *Journal d'Olivier Lefèvre d'Ormesson*, publ. par A. Chérueil, 2 vol., Paris, 1860-1861; *Correspondance administrative sous*

le règne de Louis XIV, publ. par G. B. Depping, 4 vol., Paris, 1850-1855; Catalogue des partisans, dans *Choix des Mazarinades*, publ. par Ch. Moreau, t. I, Paris, 1853, pp. 113-139.

- (15) デセルは、ある特定の活動——例えば罰金徴集請負——に参加したという理由から、この活動に参加したフィナンシエ全てが「コルベール・ロビー」に属すると考えている。しかし、個々の人物の人脉関係の確認はなされていない。
- (16) 特別裁判所 *Chambre de justice* は、財務行政における不正行為を追及・処罰すべく臨時に設置される法廷。六一一年にコルベールはこの法廷を設置して、財務長官フーケ *N. Fouquet* を訴追すると共に、フィナンシエに対する大規模な追及・罰金賦課を試みた。前掲拙稿を参照。

第一節

一六六一年九月、コルベールは財務長官フーケの逮捕に成功すると、直ちに中央財政機構の再編成を行なった。九月一五日付のレグルマンによって財務長官職は廃止され、以後、国王自ら財政の指揮にあたる。同時に、従来の財務

顧問會議 *Conseil des finances* は國王財務顧問會議 *Conseil royal des finances* に改組された⁽¹⁾。新顧問會議は大貴族や王族を排除した小規模の會議となった⁽²⁾。顧問會議の長 *chef* に任ぜられたのはヴィルロー元師 *maréchal de Villeroi* であるが、彼はいわば飾り物にすぎず実権はなかった。三人の顧問官のうち、ド・セヴ・ダリグール *d'Aligre* はコルベールと特に親しい人物と言われる⁽³⁾。あとの一人は財務監督官 *intendant des finances* コルベールである。従来から指摘されるように、コルベールは顧問官を「コルベール派」で固めることによって顧問會議で主導権を確立したのである⁽⁴⁾。ところで、顧問會議の案件を予め審議する財務小會議 *Petite direction des finances* には二人の財務監督官が参加する⁽⁵⁾。コルベールとマラン *D. Marin* である。ブルゴーニュ出身のマランは一六四〇年代から有力なフィナンシエとして知られていた⁽⁶⁾。五〇年に財務監督官に就任し、中央財政機構を舞台に数々の不正行為を行なっている⁽⁷⁾。当時マザランのためにフィナンシエと活動を共にしていたコルベールは、五七年マランに従姉妹を嫁がせた⁽⁸⁾。その後、六五年にコルベールが財務總監 *Contrôleur général des finances* に就任すると、コルベールの従兄弟にあたるオトマン *V. Hotman* が財務監督官に起用され、七八年にマランが死亡するとコルベールの甥デマレ *N. Desmarets* が起用されている⁽⁹⁾。財務監督官職はコルベールの閥族によって占められていたのである。

顧問會議關係の官職としていま一つ見逃せないのは顧問會議書記官 *Secrétaire du Conseil* の官職である。書記官は顧問官や財務監督官と異なり、決定、命令、執行を行わないが、會議の議事録作成、裁決の準備・朗読等、補助者として重要な役割を果す⁽¹⁰⁾。その上、書記官は財政の中枢にいたることから、財政の動向と政府の判断を逸早く知りうるのでフィナンシエには特に有利な地位と言えよう。この官職を保有する者に大フィナンシエとして名高い者が多いのは故なきことではないのである。五八年の段階では、*Etat de la France* によればガラン *J. Galland*、カトゥラン *Fr. Cateilan*、ボシエ *Fr. Bossuet*、ブウエ *J. ou H. Bouer* の四人が書記官職を保有していた⁽¹¹⁾。但し、フーケの事

務役の一人グールヴィル J. H. de Gourville のメモワールでは、彼も五七年にシャトラン C. Chatelain から書記官職を購入している(上記四人との関係は不明)。いずれも知られたフィナンシエであるが、コルベールと人脈関係をもつ者はいなかった。しかし、コルベール登場に先立って彼の配下のフィナンシエが書記官職に進出しているのが見られる。六〇年にベシヤメイユ L. Bechemell がガランの職を購入した。次に六一年五月、九月の間にベリエ Berruyer がボシエの職を継いだ。この二人とコルベールとの関係は五四、五年に遡る。五四、五年五月マザランはメーヌのマイエンヌ公領を購入した。マザランはこれを転売する予定であったが、彼の家令コルベールは現地を調査して所領経営の利を説き、管理にあたる者としてベリエを推挙した。ベリエはル・マン(メーヌ)の出身で、生地で執達吏 *huissier-audencier* の職に就き、ついで書記課 *greffe* の請負を行った後、妻の生地、下ノルマンディーに移住して製鉄所 *forges* を経営していた。コルベールに見出された彼は、五五年以降ブルゴーニュ、オーヴェルニュ、ニヴェルネを巡回してマザランのもつ所領及び修道院の管理にあたりコルベールの仕事に協力している。同時に、彼はノルマンディーの森林割譲請負を行っていた。ノルマンディーの森林収入は一〇〇万²¹に達した時期があったが、財政難に悩む王権は次々に森林及び森林収入を手放していったので、六五年の調査では僅かに五万²²に減少している。この大規模な割譲を請負ったフィナンシエの中心人物がベリエであり、彼を通じてコルベールも請負に参加していたと言われている。

ベシヤメイユはこの請負に参加しベリエと行動を共にしていたフィナンシエであった。ルーアンの書籍商の子に生まれた彼は、四〇年代末からフィナンシエとして活動していた。四九年、飲料入市税の請負に参加し、五三年にはノルマンディーの貴族授爵者への臨時税の請負を行っていた。更に、五七年の森林割譲契約書によればオルレアン総管区の総収税官であったことがわかる。後に、彼はコルベール家から妻を迎えることに成功した。

コルベール登場と共に書記官職のうち、まずカトゥランが特別裁判所の追及をうけて職を手放し、コルベールの配下と言われるフーコー J. Foucault によって購入された⁽²⁸⁾。フーコーはパリ会計院の記録官 greffier であったが、特に見込まれて特別裁判所の記録官に起用され、フーケの証拠書類改ざンの中心人物となっている⁽²⁷⁾。フーケの事務役グウルヴェールのもっていた職は、彼がフーケ逮捕と共に逃亡したので、一時ベリエに委任された⁽²⁸⁾。こうして、コルベール登場と共に書記官職はコルベールと特に緊密な関係にある人物によって占められたのである。

書記官職のその後の動向を見ると、まず、ベリエが委任によって職務執行していた職はルーアン総管区総収税官のランサン J.-A. Ranchin に売却された⁽²⁹⁾。ランサンは六二年にパリ入市税 Entrée de Paris のコミ commis となっているが⁽³⁰⁾、それ以前の経歴は明らかではない。後に見るように、彼は六五年の罰金徴集請負に参加しており、又、同年、コルベールの命で設立された王立鏡マニユファクチュール Manufacture royale des glaces de Miroirs の主要メンバーでもある⁽³¹⁾。これらの事実から見て、彼はコルベール登場後に急速な昇進を果たした人物であるように思われる。フーコーの職は七六年にコキエ C. Coquille に売却された⁽³²⁾。コキエは財務監督官マランの甥であり、再婚によりベリエとも姻戚関係をもつに至っている⁽³³⁾。彼はマランと同様マザラン時代からの有力なフィナンシエで、パリ総管区総収税官の職にある他、徴税総請負人としても活動していた⁽³⁴⁾。

最後に、時期はやや下るが、フレモン N. de Frémont がベシシャメイユの職を購入している⁽³⁵⁾。フレモンもマザラン時代からの大フィナンシエで、先に書記官職を失なったカトゥランとは従兄弟にあたる。彼の事務役として経歴を始め、カトゥランの姪を妻とすることにより両者の結びつきは更に堅固なものとなった⁽³⁶⁾。こうして、フレモンはプロヴァンスのフランス財務官 trésorier de France の職を得、エードの総請負人として活動し、五〇年代にはカトゥランと肩を並べるフィナンシエになっていた。やがて二人は特別裁判所の追及をうける⁽³⁷⁾。この時フレモンはカトゥランと

手を切った。彼はコルベールの意に沿った「証言」を行なったと言われる。⁵²⁾コルベールはこの有力なフィナンシェを迎え入れ保護した。その結果、フレモンの前途は保証され書記官職を得るに至るのである。彼は特別裁判所の追及を契機にコルベールの人脈関係に入ったフィナンシェであった。

以上のように、顧問会議顧問官も財務監督官も顧問会議書記官もコルベールと特に緊密な人脈関係をもつ者で占められた。彼が中央財政機構を掌握しえた最大の理由はこのような人脈関係の利用にあつたと思われる。

註

- (1) 財務長官職の廃止及び顧問会議の改組については、Isambert et al., *Recueil général des anciennes lois françaises*, t. XVIII, pp. 9-12; Colbert, *Lettres*, t. II 1^{re} partie, p. 40.
- (2) 新顧問会議の構成については、A. de Boislisle, *Les Conseils sous Louis XIV*, Appendice aux *Mémoires de Saint-Simon*, t. VI, Paris, 1882, p. 509.
- (3) ヴィルローについては、Esmonin, *La taille en Normandie*, p. 15. ド・セーヴについては、Colbert, *Lettres*, t. II 2^e partie, p. 258. ダリグルについては、*Ibid.*, t. I, p. 98, 418.
- (4) Clément, *Histoire de Colbert*, t. I, pp. 152-153; Lavissee, *Histoire de France*, t. VII 1^{re} partie, p. 151.
- (5) 財務小会議は、財務監督官、財務総監査官 Contrôleur

général des finances から高級財務官によつて構成される小規模の会議。従来、財務長官はこの予備的会議で事実上の決定を済ませ、顧問会議を単なる承認手続の場としようとする傾向があつた。Dent, *Crisis in Finance*, pp. 31-32. 財務監督官の職務内容については、マリオン、シャルメイユを参照。M. Marion, *Dictionnaire des institutions de la France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, Paris, 1923, p. 299; Charmeil, *Les trésoriers de France*, pp. 254-261. 六一年以降、マランは各総管区 généralité くのタイエ配分を担当しており、コルベールはアンタンタンへの訓令で、マランの指示をあおぐよう命じている。Correspondance administrative, t. III, n° 13 (p. 26); n° 21 (pp. 49-50); n° 43 (pp. 165-166), etc.

又、contrôleur général des finances の職の性格は、

六五年にコルベールがこの職に就いてから変化し、以後財政全般を統轄するものとなる。六五年以降については、「財務総監」の訳語をあてる。

- (6) 「ベルティザンの人名録」によれば、マランはブルゴーニュの農民の子と言われる。Catalogue des partisans, dans *Choix des Mazarinades*, t. I, p. 118. しかし、シャルメイユは、『dossiers bleus』(B. N.) に依拠して、マランがブルゴーニュの田舎町の靴職人の子に生まれたと述べている。Charmeil, *op. cit.*, p. 258 note 133.
- (7) Dent, art. I, p. 254.
- (8) Colbert, *Lettres*, t. I, Appendice, p. 477. ソワソンのフランス財務官メロー N Méréault に嫁いでいた従姉妹がメローの死後マランに再嫁した。
- (9) Esmonin, *op. cit.*, pp. 18-19. コルベール家との姻戚関係については、Colbert, *Lettres*, t. I, Appendice, p. 478, 479. デマレの父とコルベールの妹との結婚についてはブルジエオンも参照。Bourgeon, *Les Colbert avant Colbert*, pp. 223-224. なお、コルベールは財務総監就任後も財務監督官職を保有している。
- (10) Boislisle, *Les Conseils sous Louis XIV*, Appendice aux *Mémoires de Saint-Simon*, t. VI, p. 509. マリオンもボワリールの説明に従っている。Marion, *Dictionnaire*, p. 505.

- (11) *Etat de la France ou nomenclature des principaux personnages de la Cour et de l'administration en 1658*, cité par P. Clément: Colbert, *Lettres*, t. I, Annexe, p. cix.
- (12) *Mémoires de Gourville*, "Nouv. Coll. des Mémoires...", éd. par Michaud & Poujoulat, t. XXIV, Paris, 1857, p. 525.
- (13) Dornic, *Louis Berryer*, p. 110. ベシヤメイユは、六〇年十二月二二日付でルーアン地方財務局 bureau des finances に交付された裁決に署名している。
- (14) *Ibid.*, loc. cit. ベリエの署名は六二年二月四日から見られる。しかし、フリーケ逮捕直後に大法官セギエに宛てられた手紙に、ベリエがボシエの後任となったと述べているものがある。Ibid., pp. 84-85.
- (15) Dessert, art. III, p. 166. マザランの巨大な財産の殆んどはフロンドの乱以後、短期間で構築されたものであり、所領を得たのもマイエンス公領が初めてであると言われる。マザランの財産については、コルベール史料集収録の一覧表も参照。Fortune de Mazarin: Montant de ses biens, revenus et effets en 1658, d'après un état dressé pour lui par Colbert, Appendice aux Colbert, *Lettres*, t. I, pp. 520-530.
- (16) マイエンスで書かれたマザラン宛の一通の手紙を参照。

Colbert, *Lettres*, t. VII, pp. 159-161. ベリエがホルベールに見出されマザランに奉仕するに至った経緯は、Dornic, *op. cit.*, p. 35, 58. 正式の契約は五五年一月にホルベール邸で結ばれた。

(17) ベリエの経歴については、*Ibid.*, p. 19, 23 et sqq.

「執達吏」三九年、二〇才の頃には、マンのエレクション区でこの職を得ている。

「書記課 greffe の請負」greffe の請負は国王直轄財産の請負に含まれている。四二年、ベリエは執達吏の職を手放してマンのエレクション区の greffe を請負った。

「製鉄所 forges」四八年九月、フレール伯 comte de Flers からアルトズ Halouze (現ドムフロン Domfront 郡在) の製鉄所を五ヶ年契約で請負ったのが始まりで、以後経営を拡大していった。

(18) 六〇年のマザラン宛の手紙を参照。この手紙でベリエの功績が総括されている。Colbert, *Lettres*, t. I, pp. 442-445. 又、五九年の手紙でも、ベリエの助力に報いるため、彼の要望——甥をル・マンの教会参事会員にすること——に応えるよう進言している。*Ibid.*, t. I, p. 370. マザランの所領・修道院については、Martin, *Histoire du crédit*, pp. 45-47; Dessert, art. III, p. 166, 177-178.

(19) Dornic, *op. cit.*, p. 48 et sqq., en particulier p. 55, 64.

(20) *Ibid.*, p. 82.

(21) *Ibid.*, pp. 78-79.

(22) *Ibid.*, pp. 52-53. ベリエとの提携は、五三年に行なわれた請負に始まる。

(23) ベンジャメイエの経歴については、Martin, *op. cit.*, pp. 135-136; Dornic, *op. cit.*, p. 56.

(24) Dornic, *op. cit.*, loc. cit. 総取税官は、直接税ダイエの収税過程において、総管区の収税を担当する。王国の一八の総管区毎に三つの総取税官職があり、通常は、三人の総取税官が一年交代で職務執行していた。Esmonin, *op. cit.*, p. 432 et sqq.

(25) Martin, *op. cit.*, loc. cit. 但し結婚の年代及び相手がホルベール家の誰であるかは不明。

(26) Dornic, *op. cit.*, pp. 108-109.

(27) フーケ裁判におけるフーコエの行動については、レールの研究及びオルメッソンの日記を参照。Lair, *Nicolas Fouquet*, t. I, p. 84; t. II, p. 93, 95; *Journal d'Olivier Lefèvre d'Ormesson*, t. II, p. 31, 32, 35, 219. なお、この裁判ではベリエも調書の改ざんを行なっている。オルメッソンによるフーケ裁判の総括も参照。*Ibid.*, t. II, pp. 209-212, 288-289.

(28) *Mémoires de Gourville*, p. 536. 六二年のものである。

(29) Dessert, art. II, p. 1309.

(30) *Catalogue des manuscrits de la collection des Mé-*

- langes de Colbert*, (B. N.), éd. par Ch. de La Roncière et P.-M. Bondonis, t. I, Paris, 1920, p. 144.
- (16) Ch. W. Cole, *Colbert and a Century of French Mercantilism*, Vol. II, New York, 1939, p. 309.
- (32) Dornic, *op. cit.*, p. 165.
- (33) Dessert, art. II, p. 1324.
- (34) Dent, art. I, p. 254; art. II, p. 50, 57.
- (35) Dessert, art. II, p. 1309, 1334 (note 27).
- (36) フレメンの経歴は「デセルとデセル」° Dessert, art. II, p. 1325. 又「マルタン」も参照° Martin, *op. cit.*, pp. 157-158.
- (37) Dent, art. II, p. 50, 53, 55, 57.
- (38) Dessert, art. II, loc. cit. フレメン及び他の証人達の出廷については「デセル」を参照° Lair, *op. cit.*, t. II, p. 166 et seq.

第二節

財務顧問会議の改組を命じた六一一年九月一五日のレグルマンは、請負収入はじめ一般収入、森林収入、ドメーヌ、臨時財政措置、その他全ての収入の会計報告を行なうよう命じている。⁽¹⁾ この中でも特に請負収入が重視されていたことは、同レグルマン中の請負契約の調査を命じた規定からもうかがわれ、又、コルベールのメモワールも請負契約の更改が緊急の課題であることを指摘している。⁽²⁾ では、この時の契約更改でどのような変化が生じたであろうか。契約内容或いは請負人にどのような変化が生じたであろうか。六一一年当時の請負収入は合計で三七七百万⁽³⁾に達し、通常収入総額の約四四%を占めている。⁽⁴⁾ 但し、この時期の請負収入は十八世紀の「総括徴税請負」*Fermes générales*のように一括的請負契約及び請負組織によって実現されていたのではない。各種の各地域の税及び諸権利が様々な請負契約及び請負組織によって徴集されていた。⁽⁵⁾ これら大小様々な請負の詳細を知ることが困難である。しかし、請負の中でも特に大規模な「フランス塩税総請負」*Ferme générale des gabelles de France* についてデセルが請負契約及び

請負人の構成を示した図表を作成しており、これが本節の課題にとって有力な資料となると思われる。⁽⁶⁾ デセルは請負人ボノー T. Bonneau の遺産目録その他の史料に依拠して、一六三二年のアメルの契約 Bail Ph. Hamel (請負は契約名儀人の名で呼ばれる。通例、名儀人は請負に直接関与しない) 以降六二年施行のクアルティアル Courtial の契約に至るまでの請負契約及び請負人等を図表にして示している。⁽⁷⁾ そこで、時期はやや遡るがアメルの契約から検討していきたい。

表Ⅰは、デセルの図表を筆者が整理・検討して請負人のみを表示したものである。表では、請負人が最初に登場した契約の下欄に氏名を記載し、以降の契約に継続して登場する場合には横欄へ矢印[→]で示してある。なお、「フランス塩税総請負」はフランス北部・中部の大塩税 grandes gabelles 地区の塩税請負の呼称であるが、⁽⁸⁾ 以下単に塩税総請負と略記する。請負人の構成から見て塩税総請負は二つの時期にわたることが出来る。アメルの二回の契約及びダタン J. Datin の三回の契約の約二四年間と、続く三つの契約の約八年間である。最初の二四年間、請負はオベール P. Aubert⁹ ボノーらをはじめとする少数の請負人によって独占されている。彼らは地縁関係、姻戚関係によって相互に緊密に結びついた集団を形成していた。例えば、オベール家、ボノー家、カンタン Quentin 家はトゥール又はその近郊の出身である。⁽⁹⁾ 「バルティザンの人名録」は、ボノーはトゥールの絹織工の係であり、オベールは従僕であったと述べて出自の卑しさを強調しようとしている。⁽¹⁰⁾ しかし、デセルによればボノー家はトゥールの都市参事の家門であり、カンタン家、スキヤロン Scarron 家と姻戚関係で結びつき一大門閥を形成していたと説く。⁽¹¹⁾ パリ出身のメロー Mérault 家とロラン Rolland 家も姻戚関係にあり、同じくパリ出身のシャトラン C. Chatelain はオベールの義理の兄弟であった。⁽¹²⁾ 彼らはフィナンシエ同士の族内婚を展開していたのである。

姻戚関係を展開していた彼らには、官職保有の面でも共通性が認められる。七人の請負人のうちロランを除く六人

表 I 塩税総請負契約・請負人

契約名	アメル Ph. Hamel	ダタン J. Datin	ルノワール S. Lenoir	オトリュイ J. Autruy	クウルティアル G. Courtial
期 間	第1回1632. 1.10~1640. 12.31 第2回1641. 1. 1~1643. 12.31	第1回1644. 1.1~1646. 12.31 第2回1647. 1.1~1649. 12.31 第3回1650. 1.1~1655. 12(中途解約)	1656. 1.1~1659. 12. (中途解約)	1660. 1.1~1661. 12. (中途解約)	1662. 1.1~1663. 10 (中途解約)
請 負 人 「オベール、ボノーのグループ」	オベール P. Aubert	→○	→○	→○	→○
	ボノー Th. Bonneau	→○	→○	→○	→○
	シャトラン C. Chatelain	→○	→○	→○	
	スキヤロン M. Scarron	→○		ベルテロ J. Berthelot	→○
	メロー P. Mèrault	→○			
	カンタン B. de Quentin	→○			
	ロラン G. Rolland	→○	→○ (契約期間の途中で死亡)		
			① ジラルダン C. Girardin	→○	→○
			グリュアン Ch. Gruyn	→○	→○
			モスロ N. Monnerot		
② ユゲ B. Huguet マレ Y. Mallet			ショオドソル P. Chaudesolle	→○	→○
			ペランジャン J. de Beringhen		→○
			ランゲ G. Languet		
			ジャッキエ Fr. Jacquier	→○	
			グリュアン P. Gruyn	→○	
			グリュアン R. Gruyn		→○
			モヌロ P. Monnerot		→○
			バンス A. Bence		→○
			デルリュウ B. Delrieu	→○	
			③ コキユ C. Coquille	→○	
③ テラ J. Terrat ファヴロル J. de Faverolles			テラ J. Terrat	→○	
			ファヴロル J. de Faverolles	→○	

〈註〉請負人名は初めて請負に参加した契約の縦欄に記載。以降、継続して請負人となる場合には横欄に矢印→○で示す。中断後再び請負人として登場する場合は……→○で示す。

典拠: D. Dessert, Finances et société au XVII^e siècle: à propos de la Chambre de Justice de 1661, A. E. S. C., 29^e Année, n° 4, 1974 (Dessert, art. I).

は国王書記官 *secrétaire du roi* の官職を保有していた。⁽¹⁵⁾ この官職は保有者に貴族身分を賦与するものであったから、彼ら六人は官職保有による貴族であった(但し、シャトランは別に貴族の称号 — *écuyer* — も持っている)。以上のように、請負を担っていたのは社会的に同質で姻戚関係で堅く結びついた集団であった。それゆえにこそ、彼らのグループは二四年間にわたって請負を独占的に経営し続けることが出来たと言えよう。ところで、コルベールはこのグループと姻戚関係をもっていた。ランスの大商人の家門コルベール家が十七世紀に入って財政の世界と接触し始めた時、最初に姻戚関係をもったのがボノー家であり、後にもコルベールの従姉妹が請負人メモーの兄弟に嫁いでいる。⁽¹⁶⁾

このグループ — 以下、「オベール、ボノーのグループ」と略称 — はフロンドの乱で大きな打撃を受けたようである。五四年、「ボノーにひきいられたフィナンシエの一団」が一六四八年の国家破産の際の損害の補償及びその後の貸付の利子に対する補償を行なうよう陳情している。⁽¹⁶⁾ この損害及び貸付が請負活動に関するものか、或いは請負以外の短期的貸付行為をさすものか判然としない。デントは、オベール、ボノーのグループが後に出てくるグループに比較して塩税請負活動にヨリ專業化したグループであったと指摘しているが、⁽¹⁷⁾ 四八年当時の財政状況から推測して、補償が請負以外の短期的貸付などの活動に対するものであった可能性も強い。⁽¹⁸⁾ いずれにせよ、フロンドの乱の時期の国家破産が重要な契機となって塩税総請負に新たなグループが登場した。ボノーが陳情した翌年、五五年一〇月にダタンの三回目の契約は解約されることになり、それに先立って五月に新契約の入札が行なわれている。⁽¹⁹⁾ この時争ったのは、従来のグループと、ランブイエ *Rambouillet* 兄弟のグループ、そして「ジラルダンのグループ」(*Compagnie de P. Girardin*) である。ランブイエ兄弟のグループは五大徴税請負の請負人であった。⁽²⁰⁾ 一方、ジラルダンはマザランの聖職の請負人であり、彼が中心となって徴税請負人のグループを組織し、五四年にエードの請負契約を獲得していた。⁽²¹⁾ つまり、既に他の請負を行なっているグループが塩税総請負に進出しようとしたのである。結局、一〇百万²²の指値

をつけたジラルダンのグループが新契約、ルノワール Lenoir の契約を獲得した。⁽²²⁾ その主要なメンバーは、クロード・ジラルダン Claude Girardin (請負人を組織したピエール・ジラルダンの兄弟、なお、ピエールは請負人になっていない)、グリュアン Gruy 兄弟、モヌロ Monnerot 兄弟、ベランジャン G. de Beringhen である。以下、勝利を占めたこのグループについてやや立ち入って検討したい。

彼らは出身の曖昧な比較的低い社会層から出てきた新興のフィナンシエグループであった。例えば、グリュアン兄弟の父はルイ十三世の治世下で居酒屋であったと言われ、⁽²³⁾ モヌロ兄弟の父も執達吏 huissier であったと言われる。⁽²⁴⁾ 彼らは三十年戦争介入 (三五年) 以降の財政難の深刻化に乗じて興隆した。例えば、モヌロ兄弟はラント削減、官職給与削減等の臨時財政措置に携った。⁽²⁵⁾ やがて兄弟はリヨン総管区、オルレアン総管区の総収税官職を得ている。⁽²⁶⁾ 他に、グリュアン兄弟四人のうち三人が総収税官であり (各々、リヨン、シャンパーニュ、アランソン総管区)、クロード・ジラルダンもカーン総管区の総収税官であった。⁽²⁷⁾ 彼らは総収税官としての活動を基盤に短期的貸付を行ない、更に請負にも進出しようとしたのである。彼らが請負契約を獲得しえた背景にはこうした活動と並んでいま一つ大きな理由があると思われる。それは、フロンドの乱の危機の際にマザランを支持し続け、マザランに金融を続けたことである。⁽²⁸⁾ その結果、マザランの手厚い保護をうけることになったのである。勿論、マザランも「保護」を有効に役立てた。五四年にエードの請負契約を与えた時、ジラルダンは五万エキュ (一五万²⁹リ) を贈ってマザランに報いている。⁽²⁹⁾ 此度は、マザランと親密なイタリア人のバンキエ、カンタリニ Cantarini の要求を容れて、請負収益から年一二万³⁰リの手当 pensions を支払う無記名の契約が行なわれている。⁽³⁰⁾ ジラルダンのグループは、保護と贈賄によってマザランと緊密に結びついたフィナンシエグループであった。マザランとの関係にこのグループが請負に進出し、フィナンシエグループの中で重要な地位を占めた理由がある。クロード・ジラルダンは特別収入局財務官 trésorier des Parties

Caselles になり、グリュアンを通じて請負に参加していたボワレーヴ C. Boileve は財務監督官になっていた。⁽¹⁸⁾ 再び表 I のルノワールの契約に戻ると、従来の請負人グループの中から、オベール、ボノー、シャトラン、ロランの四人が引き続き請負にとどまっており、別に新たにユゲ B. Huguet、マン Y. Mallet の二人が加わっているのが見られる。最初の四人については、ジラルダンのグループが請負強化のために迎え入れたと言われる。⁽³²⁾ ユゲ、マレは元はボノーの事務役であった。⁽³³⁾ こうして、ジラルダンのグループを中心に従来の請負人グループの一部と新たな請負人を含む構成が出来上った。

請負人の構成はその後の契約で若干変化する。オトリュイ Autruy の契約からコッキエ、ファヴロル J. de Favrolles らの新たな請負人が登場してくる。しかし、ジラルダンのグループが請負の中心をなしていることに変わりはない。では、コルベールの下でどのような変化が生じたであろうか。

コルベール登場と共に請負契約は更改され、新契約が結ばれている。オトリュイの契約は解約されることになり、六一年一〇月一五日クアルティアルの契約が結ばれた（六二年一月より実施⁽³⁴⁾）。新契約の請負人は表 I の如く従来の請負人とはほぼ同様であり、主力のジラルダンのグループは更に強化されているように見える。請負人の構成に変化はなかった。但し、契約額は以前の契約の一、一五五万^リに対し新契約一、四七五万^リとなっており、約三〇〇万^リの増加をみた。⁽³⁵⁾ 従って、契約更改の意図は契約額つり上げ——収入増加にあったと言える。しかし、単に年収増加が目的であったとは限らない。自ら契約更改を手がけたルイ十四世は次のように言っている。「余は契約更改を望んだ。……余は親しく入札の場に臨席した。そして、余の精励のこの最初の試みは収入を三〇〇万^リ増大させた……以上が最も緊急な支出に充てられ、資金を余にもたらした次第であった」⁽³⁶⁾（傍点筆者）。増加分を新契約から先払いさせ、緊急の支出に向けることが出来る。当面の資金の調達に苦慮していたコルベールにとって、契約更改は資金獲得の有

力な手段であつた。⁽³⁷⁾ コルベール登場当初の契約更改においては、かかる財政的需要が優先したと推測されるのである。一方、請負人達が契約額増加に応じたのは何故か。当時、特別裁判所設置の方針が出されていたが、経済、信用に与える影響を憂慮した慎重論が根強く、臨時税賦課にとどめるとの妥協案も出されている。⁽³⁸⁾ フィナンシェ追及の脅威の下で、少しでも状況を有利にし追及を免れるために、請負人達はむしろ進んで増額を行なったに違いない。では、彼らの試みは成功したであろうか。コルベールは従来、請負人グループを維持しようとしたであろうか。

クアルティアルの契約は早くも六三年に解約され、マルティナン Martinant の契約が結ばれている。この契約に参加した請負人一八人を見ると、請負人の構成が大きく変化していることがわかる（表Ⅱ参照）。

以前の契約から継続しているのは、ユゲ、マレ、コキユ、デルリュウ B. Delrieu の四人にすぎず、コキユはマランを通じてコルベールと姻戚関係にある。ボノー、オベールのグループも姿を消すが、コルベールと姻戚関係にあるボノーは一門のミロン A. Milon、パリュ B. Pallu を送り込むことが出来た。⁽³⁹⁾ これに対して、ジラルダンのグループは単純明快に排除された。代って新たに請負に参加した人物は、コルベールの姻戚のブリュネ Brunet、ランジヨワ Langeois はじめ、側近のベリエの特に親しい友人ブラン L. Blin、そして特別裁判所の追及を契機にコルベールの保護下に入ったフレモン、その義理の兄弟のリュウ・ドゥイリ Riout d'Oully、ダモン M. Damond、コルベールと特に緊密な人脈関係をもつフィナンシェである。⁽⁴⁰⁾ つまり、マザランの保護下にあったグループに代って、コルベールの保護下にあるフィナンシェが請負を担うことになった。フィナンシェは変ったが、人脈関係を基礎にするという点にはなかつたのである。マルティナンの契約の請負人達は六四年一〇月に契約を更新し（契約名は同じ）、塩税の他に関税（五大徴税請負州の関税と、その外部の地方で個別に徴集される関税）を一括して請負うに至っている。⁽⁴¹⁾

塩税総請負において見られる契約更改及び請負人の交代は、エードの請負にも生じていたようである。エードの総請負は六二年に契約が結ばれているが（契約名、請負人不明）⁽⁴²⁾、この契約は六三年に解約され、新たに、パリ入市税を一括したルーヴラン Rouvelin の契約が結ばれた。⁽⁴³⁾ 新契約には既に何度も現われてきた人物の肉親が登場している。ベシヤメイユ・デ・ゾルム C. Béchameil des Ormes（前出ベシヤメイユの弟）、コキユの子（又は弟）、フレモンの弟、である。⁽⁴⁴⁾ ここでもコルベールと特に緊密な関係にある人物が進出していたのである。

マルティナンの契約以降の請負契約の推移については、本節の検討対象を超えるものであるから、ここでは概略を示すにとどめたい。⁽⁴⁵⁾

コルベールは請負の統合を目ざしており、その試みの端緒は前述の六三年のルーヴランの契約、六四年のマルティナンの契約に認められるであろう。六八年のルジャンドル Legendre の契約ではドメーヌの請負を除く殆んど全ての請負が一括契約された。この契約は七四年に、オランダ戦争の最中に終了する。新契約の締結にあたって請負人達は先行の不安から請負の分割を望んだので、請負は三つの部分に分割されて契約された。ソーニエ Saulnier の契約は大塩税と他に二・三の塩税及び五大徴税請負を一括して請負い、デュ・フルノワ Du Freney の契約はバリ、ルーアンの入市税及びエード並びにその付加税を一括し、ラ・プランシュ La Planche の契約はリヨネ、プロヴァンス、ド・フィネの塩税を一括して請負った。しかし、コルベールは八〇年にブーテ Boutet の契約において再び請負を統合し、翌年にはこの契約を更改してドメーヌの請負も統合したフォコネ Fauconnet の契約を結んだ。ここに至って請負は統合総括請負 fermes-unies et générales des domaines et droits du roi の実質を伴うものになる。⁽⁴⁶⁾ 以上の請負の統合という一見制度の合理化を示すかに見える動きにもかかわらず、コルベールの人脈関係の利用が進みネボティスム（閥族主義）が展開すると言われているが、⁽⁴⁷⁾ この点については稿を改めて検討したい。表Ⅱではマルティナンの契

約に登場した人物のその後の動向を示し、更に、ルジャンドルの契約に登場する有力なフィナンシエ、コルベールの従兄弟にあたると言われるリヨン総管区総収税官サン・タンドレ Saint-André をつけ加えるにとどめる。⁽⁴⁸⁾

再び六三年の契約更改に戻ると、コルベールがこの時点に至って請負人の構成を一変させることが出来たのは何故であろうか。ここで、六一年一月に設置された特別裁判所の活動が重要な意味をもってくると思われる。新契約に一族と共に進出しているフレモンは、特別裁判所によるフィナンシエ追及の過程でコルベールの人脈関係に入った人物である。では、請負から排除されたジラルダンのグループは特別裁判所においてどのような扱いをうけたか。コルベールによって形成されつつあるフィナンシエグループはどのような役割を果たしたか。次節においては、特別裁判所の活動の総決算とも言うべき罰金宣告及び罰金徴集請負を検討して、これらの点を明らかにしたい。

註

(1) Isambert et al., *Recueil général des anciennes lois*

françaises, t. XVIII, p. 10. 財務監督官(コルベール)

が顧問会議において報告を行なうよう規定されている。

(2) *Ibid*, t. XVIII, p. 11.

(3) Colbert, *Lettres*, t. II 1^{re} partie, p. cxcix.

(4) 前掲拙稿「第一節表I『史学雑誌』第八二編第三号、八頁)

を参照。筆者はマレに依拠したが、クラマジュランによれば、六一年当時の請負収入の合計は約三六百万リーヴル。

J. R. Mallet, *Comptes rendus de l'administration des finances*... Londres et Paris, 1789; Ciamageran, *Histoire de l'impôt en France*, t. II, p. 553.

(5)

徴税請負制発展の過程についてはマシユーズの研究を参照。

G. T. Mathews, *The Royal General Farms in*

Fifteenth-Century France, New York, 1958, chap.

II. (この研究は十八世紀の総括徴税請負制を対象としたものであるが、その前史にもふれている)

次に、請負で徴集されている諸税・諸権利を大別すれば左の如し。

① 塩税 *gabelles*, ② エード *aides* (飲料品消費税)

又、都市移入税乃至(物品)入市税 *Entrées* もエードの中の一税目と見做されている。③ 関税 Ⅱ 五大徴税請負 *cinq grosses fermes* (関税上国内と見做される地域の関税) 及び五大徴税請負州の外部の地域の個別的関税。④

ド・メーヌ domaines (國王直轄財産)。税目別の説明はシャ
ーロー又はネイマックを参照。F. Joubreau, *Études sur*
Colbert, t. I, Paris, 1856, Livre I, chap. VI; A.
Neymarck, *Colbert et son temps*, t. I, Paris, 1877,
chap. IV. 邦文献では、森恒夫『フランス資本主義と租税』
一九六七年、第一章。なお、上記の主要な収入についても
税目・税率等で地域による違いが大きい。関税の場合の例
として Veron de Forbonnais, *Recherches et considé-
rations sur les finances de France depuis l'année*
1595 jusqu'à l'année 1721, t. I, Bâle, 1758, pp. 332-
363.

(9) Dessert, art. I, annexe 2.

(7) 十七世紀前半を通じて請負が次第に巨大化すると、請負は
パートナーシップを組んだ数多くの請負人のグループによ
って維持されるようになる。Matthews, *op. cit.*, p. 17.
デセルは、このグループ——一般に *compagnie* と呼ばれ
る——を組んだ請負人……①、彼らの「持分」*sol* (請負
は通常二〇ソルに分割され、各請負人が何ソル何ドニエか
を持つ)を再分割する形式で請負に関与する者 *intéressés*
en sous-part ……②、及び請負への出資者 *baillleurs de*
fonds ……③を示している。

(8) E.-P. Beaulieu, *Les gabelles sous Louis XIV*, Paris,
1903, p. 12, pp. 19-21.

(9) Dessert, art. I, p. 853.

(10) Catalogue des partisans, dans *Choix des Mazarinades*,
t. I, p. 118.

(11) Dessert, art. I, pp. 854-855 et annexe 3.

(12) Ibid, p. 853.

(13) デセルは、特別裁判所で一〇万リーヴル以上の罰金宣告を
うけたフィナンシェのリストを作成しており(第三節で検
討)、「このリストにフィナンシェの保有する官職も付記さ
れている」Dessert, art. I, annexe 1 (pp. 872-881).

(14) 國王書記官の官職の性格・職務・特権等については R.

Mousnier, *Les institutions de la France sous la*
monarchie absolue, t. I, Paris, 1974, pp. 341-343; Dent,

Crisis in Finance, pp. 143-146. この官職の二〇年間の

保有は保有者の子孫をも貴族にする。例えば、五五年に國
王書記官職を購入したトロワの弁護士の子ドダン G.

Dodun (コルベール期に徴税総請負人となる。十八世紀初

期の財務總監ドダン C. G. Dodun の祖父)は、二〇年後に、
用の済んだ官職を売却している。J. M. Price, *France and*

the Chesapeake: A History of French Tobacco Mono-
poly, 1674-1794, …… Vol. I, U. of Michigan, 1974,
p. 24. しかし、用が済んでもなお保有し続ける場合も多い。

(15) Bourgeon, *Les Colbert avant Colbert*, tableau 10
(hors texte). コルベールの祖父ジャン(五世) Jehan V

の長兄ジェラルド(三世)Gérard III は、十六世紀後半に故郷のランスを離れアジアに進出し、世紀末にはペリに移り住んだ。*Ibid.*, p. 80 et sqq. 彼の末娘が一六一七年頃にトクワレニースの十分の一税の財務総監査官 *contrôleur général des décimes* のロベン D. Robin に嫁いでいる。ロベンは請負人ボノーの従兄弟にあたる人物である。請負人メローの兄弟、ソワソンのフランス財務官メローとコルベールの従姉妹との婚姻については既にふれた。第一節註(8)参照。彼女は夫の死後マランに再嫁する。

- (16) R. Bonney, *The Secret Expenses of Richelieu and Mazarin, 1624-1661*, *E. H. R.*, Vol. XCI, No. 361, 1976, p. 833.

- (17) Dent, *Crisis in Finance*, p. 147.

- (18) 請負契約額の先払い *avances* は通常に行なわれている。しかし、十七世紀中葉、財政難が深刻化するにつれ、端的な借り入れ——短期債——に依存することが多くなった。返済の財源としては翌年度以降の通常収入が指定される場合が多いが(前借り *anticipations*)、しばしば、臨時財政措置 *affaires extraordinaires* (官職売却、臨時税等)が指定される場合があり、極端な場合には、前借りする金を財源に指定した前借り(二重の前借り——最初の前借りを緊急に行ない得ない場合に必要となる——)さえ行なわれている。*Ibid.*, p. 45, p. 65 et sqq.

- (19) Lair, *Nicolas Fouquet*, t. I, pp. 360-361.

- (20) *Catalogue des partisans, dans Choix des Mazarinades*, t. I, p. 127.

- (21) Lair, *op. cit.*, t. I, p. 361

- (22) *Ibid.*, loc. cit.

- (23) *Catalogue des partisans, dans Choix des Mazarinades*, t. I, p. 136.

- (24) A. Chauléur, *Le rôle des traitants dans l'administration financière de la France de 1643 à 1653, XVII^e Siècle*, n° 65, 1964, p. 46.

- (25) *Catalogue des partisans, dans Choix des Mazarinades*, t. I, pp. 125-126.

- (26) Dessert, art. I, annexe 1.

- (27) *Ibid.*, loc. cit.

- (28) *Ibid.*, pp. 864-866.

- (29) Lair, *op. cit.*, loc. cit.

- (30) *Ibid.*, loc. cit.

- (31) Dessert, art. I, annexe 1, 2.

- (32) *Ibid.*, pp. 857-858.

- (33) Dessert, art. II, p. 1311. 但し、彼らはボノーとは別個にグループを形成していた。例えば、後にクルルティアルの契約に参加するデルリュウ B. Delrieu はマレの姻戚にあたる。cf. Dessert, art. I, annexe 3.

- (34) Beaulieu, *op. cit.*, p. 68.
 (35) *Ibid.*, loc. cit.
 (36) *Mémoires de Louis XIV*, éd. Dreyss, 1861, p. 529, cité par Beaulieu, *op. cit.*, pp. 68-69.

なお、この契約更改でルイ十四世は「心付」pot-et-vin (袖の下)として請負人から六〇万リーヴルを受取り、それを宮廷で「気前よく」分け与えている。Martin, *Histoire du crédit*, pp. 157-158. マルタンは、国王への「心付」は契約更改の都度行なわれるならわしだったと述べているが、マザラン時代の具体例は不明。

- (37) コルベールによれば、一連の契約更改の結果、収入増加分は七〇八百万リーヴルに達した。Colbert, *Lettres*, t. II 1^{re} partie, pp. 40-41.

なお、コルベールがフーク逮捕に先立つて、エルヴァールら有力なファイナンスエから資金調達を行なったことは良く知られている。エルヴァールへの金策の事例は、*Ibid.*, t. II 1^{re} partie, p. cc.

- (38) *Ibid.*, t. II 1^{re} partie, pp. 42-43; Lair, *op. cit.*, t. II, pp. 90-91.
 (39) ミロンもベリュもボノーの朝にあたる。Dessert, art. I, annexe 3. ミロンはフランス財務官。Cole, *Colbert and a Century of French Mercantilism*, Vol. II, p. 173 note 73.

- (40) 人脈関係については、Dessert, art. II, p. 1311. 特にランについては、Dornic, *Louis Berryer*, pp. 155-156. フレモンについては、Dessert, art. II, p. 1325; Martin, *op. cit.*, p. 157 note 3.

- (41) A. Lavoisier, *Oeuvres*, éd. par E. Grimaux, en 6 vols., Paris, 1862-1893, t. VI, p. 127.

- (42) Forbonnais, *op. cit.*, t. I, p. 306.

- (43) *Ibid.*, t. I, p. 311

- (44) Dessert, art. II, p. 1321. ペンヤメイユ・デ・ソルムについては、Dornic, *op. cit.*, p. 63. も参照。

- (45) 以下は、ラヴォアジエによる。Lavoisier, *op. cit.*, t. VI, p. 127 et sqq. マシユーズ、デュランら近年の研究者もコルベール期以降の請負制の沿革についてはラヴォアジエの記述に信をおいているようである。但しマシユーズの引用には正確さを欠く点もある。Matthews, *op. cit.*, pp. 47-53; Y. Durand, *Les fermiers généraux au XVIII^e siècle*, Paris, 1971, p. 51.

- (46) 但し、この名称が公式に用いられたのは、九一年のポワントオ Pointeau の契約からである。Matthews, *op. cit.*, p. 49 note 28.

- (47) H. Lüthy, *La banque protestante en France*, t. I, p. 107.

- (48) デセルは、サン・タンドルがコルベールと「姻戚関係で従

兄弟である」と述べているのみで、典拠や姻戚関係の詳細を示していない。Dessert, art. II, p. 1310. 彼は七七年に海軍総財務官 *trésorier général de la Marine* に起用されるが、翌年死亡する。海軍総財務官を研究したルゴエレルもコルベールとの姻戚関係については何も述べてい

ない。H. Legohérel, *Les trésoriers généraux de la Marine (1517-1788)*, Paris, 1963, p. 70. サン・タンデレが総収税官としてコルベールに重用されている事例は、コルベール史料集に見ることが出来る。Colbert, *Lettres*, t. II 1^{re} partie, pp. 231-232.

第三節

—

特別裁判所は、全ての財務業務——税の徴集、管理、支払い、貸付、請負契約、等々——における一切の不正行為を処罰すべく臨時に設置される法廷である。⁽¹⁾ 六一年にコルベールが設置した特別裁判所は、一六三五年に遡って以後の不正行為全てを追及することを意図していた。又、不正摘発の有力な方法として奨励されたのは密告であった。⁽²⁾ つまり、追及方法も無差別、全面的なものであった。特定のグループが追及を免れたとは考えにくい。実際、ペリエとベシャメイユは追及の脅威にさらされ、訴追をやめない場合には自分たちの不正行為にコルベールも加担していた証拠を暴露するとコルベールを脅迫していた。⁽³⁾ ところが、クレマンが伝える六二一六三年の間の特別裁判所の罰金判決の記録によれば、ベシャメイユは罰金約一三万^{リヴル}の判決をうけている。⁽⁴⁾ 更に、この記録にはコキエユの名もあり、彼の場合は約二〇万^{リヴル}に達する。このように、コルベールと極めて緊密な関係にあるフィナンシエも追及をうけ罰金徴課の判決をうけている。しかし、最終的結果が重要であろう。コルベールは六四年中には特別裁判所に見切りをつけており、六五年には赦免令を出して不正追及を停止した。⁽⁵⁾ これに伴って、特別裁判所の「罰金」 *condamnations*

表Ⅲ 特別裁判所罰金宣告額の構成

宣 告 額	宣告件数 (件)	人数 (人)	合 計 額 (千リーヴル)	%	1人平均額 (千リーヴル)
(1) 100万リーヴル以上	42	45	106,500	68.0	2,367
(2) 50万リーヴル～100万リーヴル	28	29	18,000	11.5	621
(3) 20万リーヴル～50万リーヴル	77	81	21,700	13.8	268
(4) 10万リーヴル～20万リーヴル	92	94	10,525	6.7	112
(2)～(4)の合計	197	204	50,225	32.0	246
総 計	239	249	156,725	100.0	629

Dessert, art. I, annexe 1 より作成。

は同年七月の顧問会議裁決の宣告する「罰金」taxesに変更されている。⁽⁶⁾この罰金宣告の実状を知るための有力な資料としては、デセルの作成した一〇万⁽⁷⁾以上の宣告をうけたフィナンシエ、二四九人のリストがある。このリストは顧問会議裁決に依拠して作成されたもので、フィナンシエの氏名、(罰金)宣告額の他に、官職を保有していたり貴族の称号を有する場合にこれが付記されている。デセルによれば、このリストの問題点として、依拠した史料の性格上、地方のフィナンシエがもれている場合があるが、それは第二義的な人物に限られる、つまり、特別裁判所で追及された大物は全てこのリストの中にいると言う。⁽⁸⁾デセルは、宣告額の大小がフィナンシエの活動の大小に比例するとの前提で論を進めている。⁽⁹⁾この前提は一般的には妥当なものと思われるが、筆者は罰金宣告にはいま一つ重要な側面があることを指摘したい。まず、リストの二四九人の中にコルベールと特に緊密な関係にあるフィナンシエが姿を見えていないことである。マランもベリエも、そして六二、六三年に判決をうけたベシャメイユ、コキエも一〇万⁽¹⁰⁾以上のリストには出てこない。更に、追及の過程でコルベールの保護下に入り、請負にも進出を果たしたフレモンの場合はどうであるうか。彼は僅か一〇万⁽¹¹⁾の罰金で済んでいる。罰金宣告に党派の利害が大きな影響を及ぼした事実を見逃すことは出来ないであろう。この側面に注目して、宣告額の分析から特に厳しい追及をうけたフィナンシエ、つまり、コルベール

の攻撃目標となつたフィナンシエを知ることが出来ないであらうか。表Ⅲはリストを整理して宣告額の段階別の構成を示したものである。⁽¹⁰⁾この表から、宣告額一〇〇万^リ以上の者四五人が群を抜いた集団であることが見てとれるであらう。彼らの宣告額総計は一〇六百万^リをこえ、総額一五六百万^リの七割弱を占める。最高額は八〇〇万^リに達し、一人平均は約二三万^リとなる。⁽¹¹⁾これに対し、残りの二〇四人の総計は約五〇百万^リ、一人平均約二五万^リにすぎない。罰金額一〇〇万^リ以上の者とそれ以下の者とは隔絶した違いがあったと言えよう。⁽¹²⁾では、このように特に高額の罰金宣告をうけたフィナンシエはどのような特徴をもっていたか。彼らの保有する官職から検討してみたい。

リストの二四九人中、デセルが身元を確認しえたのは二二九人であり、そのうち二一四人が一つ又は複数の官職を保有するオフィシエ(職任官)であつた。従つて、不正行為を追及されたフィナンシエは殆んどがオフィシエであつたと言いうる。⁽¹³⁾表Ⅳは彼らの保有する官職の概略を示したものである。最も多くの者が保有しているのは国王書記官の職で、この職は第二節でも述べたように保有者に貴族身分を賦与するものであつた。その職務は元々大法官局に属して勅令の起草、公文書の作成等を行うことにあつたが、次第に実質的活動を伴なわなないものになっていったと言われる。⁽¹⁴⁾国王書記官以外では圧倒的に財務官職が多い。表Ⅳでは、これを ④中央財政機構の諸官職と、⑤地方財務官職——フランス財務官と総収税官に代表させる——とにわけ、二四九人全員と、そのうち一〇〇万^リ以上の宣告をうけた者四五人について夫々保有者数を記した。表に見られるように、追及されたフィナンシエの保有する官職のうち、中央財政機構の諸官職——以下、便宜上「要職」と呼ぶ——は一〇〇万^リ以上の宣告をうけた者によつて占められる傾向が強く、一方、地方財務官職には逆の傾向が認められる。つまり、国庫財務官一人中六人、財務監督官六人中三人、特別収入局財務官一〇人中六人、顧問會議書記官九人中三人が一〇〇万^リ以上の宣告をうけたグループに属し、これに対して、地方財務官の場合は総収税官三人中三人、フランス財務官一人中二人が属するにとどまる。

表Ⅳ フィナンシエの保有する官職

	官 職 名 ※		人 数	うち宣告額100万円 以上の者
	国 王 書 記 官	secrétaires du roi	145	37
	会 計 院 検 査 官	maitres en la Chambre des Comptes	5	0
	請 願 審 査 官	maitres des requêtes	3	0
〈財 務 官 職〉				
A	国 庫 財 務 官	trésoriers de l'Epargne	11	6
	特 別 収 入 局 財 務 官	trésoriers des Parties Casuelles	10	6
	財 務 監 督 官	intendants des finances	6	3
	財 務 顧 問 会 議 書 記 官	secrétaires du Conseil des finances	9	3
	パ リ 市 庁 債 支 払 官	payeurs des rentes	10	1
	軍 事 総 財 務 官	trésoriers généraux de l'extraordinaire des guerres	5	0
	海 軍 財 務 官	trésoriers de la marine	3	2
B	総 収 税 官	receveurs généraux des finances	31	3
	フ ラ ン ス 財 務 官	trésoriers de France	11	2
	エリュ、タイユ・タイヨン収税官	élus, receveurs des tailles et taillons	10	1
	そ の 財 務 官	trésoriers (divers)	7	0
	他 の 収 税 官	receveurs (divers)	6	0
	財 務 監 査 官	contrôleurs (divers)	11	0

典拠：Dessert, art. I, annexe 1 より作成——10万リーヴル以上の宣告をうけたフィナンシエの保有する官職——

※ 3人以上に保有されていた官職に限り官職名を記載

- 注 ① 1635年から1661年までに保有されていた官職（既に辞任、売却したものも含む）
 ② 1人が複数の官職を保有している場合が多い

しかも、総収税官の三人とフランス財務官二人のうち一人は「要職」を兼職している。⁽¹⁸⁾ このように、官職保有の面でも一〇〇万^{フラン}以上の宣告をうけた四五人は際立った存在と言えよう。この特徴は、宣告額の大小はフィナンシエの活動の大小に比例するというデセルの主張の裏付となるものであろう。しかし、必ずしもそうとは言えない場合もある。国庫財務官ゲネゴ― C. Guénégaud やラ・バズニエール M. B. de La Bazinière は夫々五〇〇万^{フラン}、四〇〇万^{フラン}に達する宣告をうけているが、デントによればこの二人は有力なフィナンシエではなかった。⁽¹⁹⁾ 彼らは国庫財務官の実務を事務役のロロ N. Rollet に委ねており、むしろロロの方が有力なフィナンシエであり不正行為も甚だしかった。⁽²⁰⁾ しかし、彼は三〇万^{フラン}の罰金宣告で済んでいる。上記二人の場合は、フィナンシエの活動の大小に関りなく、不正行為の有無にも関りなく、ただ「要職」に就いていること自体で巨額の罰金宣告をうけたのである。彼らは罰金の支払いのために「要職」を手放さざるを得なかった。結果的にコルベールは罰金宣告を通じて彼らの官職の回収を果したことになる。既に第一節で見たように顧問会議書記官職の場合、彼は回収した官職を側近のフィナンシエに購入させている。更に次のようなことが起っている。ゲネゴ―の兄アンリ Henri de Guénégaud は、弟に国庫財務官の職を譲渡して自らは国務卿 *secrétaire d'Etat* に昇進していた。しかし、彼も罰金宣告をうけこの職を回収されている。それはやがて売りに出された。コルベールが六〇万^{フラン}を払って手に入れたが、その金は彼の国家に対する良き奉仕に鑑みて払い戻されたと言う。⁽²¹⁾ コルベールも自分自身の取分を確保していたのである。

一〇〇万^{フラン}以上の宣告をうけたフィナンシエには官職保有の面での特徴と並んで更に顕著な特徴が認められる。それは塩税総請負人が多く含まれていることである。前節表 I に示した請負人計二三人のうち罰金宣告のリスト（一〇万^{フラン}以上）に出てくるのは二人である。このうち一人が一〇〇万^{フラン}以上の宣告をうけている。これは「要職」を保有する者と比較してもかなり高い比率となろう。内訳は、オベール、ボノーのグループ五人、ジラルダンのグルー

プ八人、その他二人、である。特にジラルダンのグループの場合、請負人一人中八人が一〇〇万^{ザリ}以上の宣告をうけ、宣告額もジャッキエ Fr. Jacquier 八〇〇万^{ザリ}をはじめ、モヌロ兄弟の各五〇〇万^{ザリ}、ジラルダンの四〇〇万^{ザリ}等の巨額の宣告額が並んでいる。請負人の他にも、Ch. グリュアンを通じて請負に参加しているボワレーヴが六〇〇万^{ザリ}、請負人を組織したビエール・ジラルダンが四〇〇万^{ザリ}の宣告をうけている。以上のように、彼らの宣告額の水準は群を抜いたものであり、罰金宣告額から見る限り、マザラン保護下のこの有力なグループこそフィナンシエ追及における最大の攻撃目標であったと言えるであらう。

コルベールの経歴を考えるならば、ジラルダンのグループが攻撃をうけているのはやや意外に思われるであらう。マザランの家令コルベールは彼らとしばしば行動を共にしていたと言われる⁽¹⁾。しかし、コルベールが自らの人脈関係を展開するためには、従来の有力なグループを排除する必要があったと推測出来るのではないであらうか。

註

- (1) 特別裁判所については Marion, *Dictionnaire*, pp. 79-80. 特別裁判所は単に財務行政上の手段であつただけでなく、政治目的の手段——政敵失脚手段——でもあつた。J. F. Boshet, 'Chambres de Justice' in the French Monarchy, in *French Government and Society 1500-1850*, Ed. by J. F. Boshet, London, 1973. 又、六一年の特別裁判所については、前掲拙稿、第三節参照。
- (2) コルベール史料集収録の六一年十一月の勅令を参照。Colbert, *Lettres*, t. II 2^e partie, Appendice, pp. 751-753.
- (3) Dornic, *Louis Berryer*, pp. 78-79.
- (4) "taxes des gens d'affaires vivants, ou de la succession des morts, faites par Sa Majesté dans la Chambre de Justice, es - année 1662 et 1663", cité par P. Clément, *Histoire de la vie et de l'administration de Colbert, précédée d'une étude historique sur Nicolas Fouquet*, Paris, 1846, pp. 105-106.
- (5) Lavissee, *Histoire de France*, t. VII 1^{re} partie, p. 179. コルベール史料集収録の勅令も参照。Colbert, *Lettres*, t. II 2^e partie, Appendice, pp. 758-759. この勅令について刑罰も罰金に換えられた。
- (6) Dessert, art. I, p. 849. 但し、上記の勅令では特別裁判

ホルベールとフィナンシエ

所の宣告する罰金も 'taxes' と呼ばれている。Colbert, *Lettres*, loc. cit. 具体的事例は上記註(4)を参照。

(7) Dessert, art. I, annexe 1 (pp. 872-881).

デセルはこのリストによつて、主としてフィナンシエの社会的地位を明らかにしようとしている。この点でのリストの分析については、平井寿章「十七世紀中葉におけるフィナンシエ」参照。

(8) *Ibid.*, p. 849.

(9) リストの重要な問題点がここにある。リストは宣告の根拠を示していない。罰金宣告がフィナンシエの如何なる活動に対して下されたかをリストから知ることは出来ない。一般にフィナンシエの活動は徴税請負、臨時的請負、短期的貸付、財務官としての職務執行、軍隊糧秣供給等、多岐にわたっている。従つて、ある総収税官が罰金宣告をうけている場合、彼が総収税官の職務以外の活動の故に罰金宣告をうけていることも多いと思われる。

(10) 表Ⅲにおいて、フィナンシエの中には父子又は兄弟が一括して宣告をうけている者がいるので、宣告件数と人数とは一致しない。

(11) 最高額の八〇〇万リーヴルは二人、以下、六〇〇万リーヴル 二人、五〇〇万リーヴル 三人、四〇〇万リーヴル 三人、三〇〇〜四〇〇万リーヴル 二人、二〇〇〜三〇〇万リーヴル 八人、一〇〇〜二〇〇万リーヴル 二十五人。

(12) デセルは五〇万リーヴル以上の者とそれ以下の者とに分けて、宣告額の不均衡を強調している。ところで、五〇万リーヴル以上一〇〇万リーヴル以下の者の平均額は約六二万リーヴルであり、これはフィナンシエ全員の単純平均額とはほぼ同程度にすぎない。彼らを加えることによって、宣告額の上位の集団の隔絶性、不均衡はむしろ緩和されるように思われる。表Ⅲでは、単に一〇〇万リーヴル以上の者とそれ以下の者とに区分することにした。

(13) 官職の重要性、フィナンシエとしての活動の大小、宣告額の大小、これらの関連を明らかにすることは困難である。

(14) 第二節、註(13)にあげた文献の他にマリオンを参照。Marion, *Dictionnaire*, pp. 505-506. ドルニクによれば、書記官の数は二四〇〜三〇〇人。官職売却価格は五〜八万リーヴルであつた。官職売却の花形で人数は次第に増大する傾向にあつたが、一六七二年、ペリエが中心になつて改革を行ない、二四〇人に減少された。Dornic, *Louis Berryer*, pp. 133-135.

(15) 総収税官の三人は、モヌロ兄弟とクロード・ジラルダンで、三人とも特別収入局財務官を兼職。フランス財務官の一人はカトゥランで、彼は顧問会議書記官を兼職。

(16) Dent, *Crisis in Finance*, pp. 80-81.

(17) *Ibid.*, p. 81.

(18) *Ibid.*, p. 80; Dessert, art. II, p. 1309.

(19) マザランの財産形成のため、五一年には既にコルベールと
ジラルダンの協働が確認されている。Martin, *Histoire*

du crédit, pp. 45-48, en particulier p. 46.

二

宣告された罰金の徴集は請負に委ねられることになり、六五年一〇月ピエール・ド・シャンパーニュ Pierre de Champagne なる人物を名義人として一種の臨時収入の請負契約が結ばれた。契約額は一一〇万²に達する。内訳は、(一) billets (国家の債務証書類) 三八万²、(二) ラント(＝パリ市庁債)、諸権利 droits、或いは他の bons effets 五〇万²、(三) 貨幣、一二万²、であった。⁽¹⁾つまり、フィナンシエは罰金を全て現金で支払った訳ではなく、国家に対して有していた債権を利用することが認められていた。⁽²⁾ (一)は、国庫証書、請負での先払いの証書、貸付の証書等の国家債務証書類であり、(二)は、ラント、官職、諸権利等、フィナンシエの財産の中でも国家の収入の割譲によって成り立っているものである。但し、(一)、(二)とも審査のうへ「清算」liquidations をうけなければならない。⁽³⁾ コルベールは顧問会議のメンバーと共に、自ら証書類或いは権利書類の審査を指揮している。⁽³⁾ 清算額は宣告額から控除され、残りの部分が貨幣で支払われたのである。フィナンシエにとって貨幣での支払いを少なくするためには、清算で有利な扱いをうけることが是非とも必要である。彼らはコルベールの意を迎えるべく、むしろ進んで証書類を提出したと言われる。⁽⁴⁾ コルベールが特別裁判所を破産政策の手段として最も有効に利用したのは、おそらくこの清算の過程を通じてであろう。同時に、この清算の手続きを指揮することによって、彼が人脈関係を活用しうる立場に立ったことも推察出来よう。例えば、彼の姻戚にあたる塩税総請負人メローは一二〇万²の宣告額を一二万²に減額されたうえ、全額を証書類で支払っているのが見られる。⁽⁵⁾ しかし、他に清算の詳細を伝える具体例は乏しく、コルベ

表V 特別裁判所罰金徴集請負参加者

人 名	保証人 Cautions	下請負人Sous-traitants 担当総管区・地方	①請負契約当事者の官職 ()は所属総管区・地方名	②徴税請負	③グループ
1 コキユ C. Coquille	○	○ パリ	総 収 税 官(パリ)	マルティナナー塩税	M-B
2 ラクロワ P. de Lacroix	○	○ デイジョン	〃 ()		M-B
3 ソナン J. de Sonning	○		〃 ()		M-B
4 ☆ミニュ J. Migné	○		〃 (アランソン)		-N
5 グリベール P. Dalibert	○	○ プロヴァンス	フランス財務官(モントーバン)		-L
6 ☆フレモン N. de Frémont	○		〃 (プロヴァンス)	マルティナナー塩税	F-
7 ロラン B. Rolland	○		国 王 書 記 官		
8 デュヴォ F. Duvau	○	○ トゥール	総 収 税 官(トゥール)		
9 ランサン J. A. Ranchin	○	○ ルーアン	〃 (ルーアン)		-N
10 シュヴァリエ J. Chevalier	○	○ シャーロン	〃 (シャーロン)		
11 リウ・ドゥイリ J. (ou P.) Rioult d'Ouilly	○		国王書記官(ビュール、ジャックの兄弟のうちジャックはボワティエの総収税官)	マルティナナー塩税	F-
12 アルノオ A. Arnauld	○		〃		
13 ソリュ A. (ou J.) Solu	○		〃		
14 コラン C. Collin	○	○ アミアン	〃 タイユ収税官	ルーヴランーエード	
15 オブリ R. Aubry	○	○ カーン	総 収 税 官(カーン)	ルーヴランーエード	B-N
16 ユベール H. Hubert	○	○ ソワソン	〃 (ソワソン)		
17 サン・タンドレ P. de S ^t -André	○	○ リヨン	〃 (リヨン)		C-
18 ルメーグル J. Lemaigre	○	○ ボルドー	〃 (ボルドー)		
19 ブリス J. Brice	○	○ リモージュ	〃 (リモージュ)		
20 ボアン P. (ou A.) Bauyn	○	○ モントーバン	〃 (モントーバン)		-L
21 ジャコブ B. Jacob	○	○ ムーラン	〃 (ムーラン)		
22 ペコ P. Pecquot	○	○ ブールジュ	〃 (ブールジュ)		
23 ピネ J. Pinet	○	○ ボワティエ	〃 : 委任により職務執行(ボワティエ)		
24 グリエス S. Dalies	○	○ グルノーブル	〃 (ドーフィネ)		-L
25 デザリュス J. Desallus	○	○ プロヴァンス			-L
26 デルリュウ B. Delrieu	○	○ トゥールーズ モンペリエ		マルティナナー塩税	-L

典拠: Dessert, art. II, annexe 1. より作成。

☆印は罰金宣告(65年)をうけた者……4のミニュは120万リーヴル, 6のフレモンは10万リーヴル

(グループ別略号)

M-B マラン-ブルゴーニュ グループ; B-N ペリエールノルマンディー グループ, -N ノルマンディーの総管区の総収税官;

C- コルベールの姻戚(他のグループに属する者を除く); -L ラングドック グループ; F- フレモンの一族

ールが立場を利用して行なつたことは詳らかではない。本稿では、フィナンシエ追及の最終段階でコルベールが自ら指揮した「清算」の過程があつたことを確認するにとどめ、次に罰金徴集請負に参加した人物の検討に移りたい。

表Vは、請負参加者とその役割を示したもので、①当時の保有官職、②エード或いは塩税総請負の請負人としての活動、③グループ別、の三点について表記したものである。⁽⁷⁾請負は保証人 *cautions* と下請負人 *sous-traitants* とによって構成されている。一四人の保証人が契約額を保証し、契約が実行されるべく監視する。一八人の下請負人（うち六人は保証人かねる）が総管区毎に徴集を行なう。徴集されたものは特別裁判所総収入役 *receveur général de la Chambre* のベコ P. Pecquot に送られ、彼が国庫に納入した。⁽⁸⁾彼はブルジュ総管区の総収税官で、この総管区の下請負人でもあつた。請負参加者は合計二六人となる。次に、この二六人を官職、徴税請負人としての活動、人脈関係の順で検討していく。

彼らの官職を見ると、総収税官が多い。二六人中一七人が総収税官であり、所属総管区は一五総管区に及ぶ。⁽⁹⁾罰金徴集請負は総収税官の一団によって行なわれた事業であつた。一七人中一五人が下請負人となっているように、彼らの役割は主として総管区での徴集を担当すること、つまり、自らの平常の職務を活用することにあつたと言えよう。⁽¹⁰⁾では、請負に参加して自らの職務を役立て得た総収税官は如何なる人物であつたか。この中には既にコルベールとの緊密な関係を確認しえた人物、コキユ①（表Vの人名番号、以下同じ）、ランサン⑨がいる。更に、特別裁判所総収入役、ブルジュ総管区総収税官のベコ②も「コルベールの配下」と呼ばれている。⁽¹¹⁾コルベールとの人脈関係は最後に一括して扱う。我々はそこで更に何人かのコルベールと特に緊密な関係にある総収税官を見出すことになる。徴税請負人としての活動を見ると、二六人のうち少なくとも六人の徴税総請負人を確認しうる。塩税のマルチナンの契約とエードのルーヴランの契約の請負人である。前節で述べた如く、これらの契約で請負人の構成が一変し、

コルベールとフィナンシエ

コルベールと特に緊密な関係にあるフィナンシエが進出した。その請負に参加した請負人が罰金徴集請負にも参加した。つまり、同じフィナンシエグループが二つの活動を行なうことになる。従って、ソリュエ A. (ou J.) Solu^⑬とコラン C. Collin^⑭について筆者はコルベールとの人脈関係を確認しえなかったが、彼らも緊密な関係にあった可能性が強い^⑫。二人は六七年に他の請負人達と共にブルゴーニュで「ロンドン風サージ・マニユファクチュール」の設立に参加した^⑬。ソリュエは六八年にラングドック鉾山会社^⑭の設立にも加わっており、コランは後にブーテ、フォコネの契約の請負人となっている^⑮。

最後に、フィナンシエをグループ別に検討し、コルベールとの人脈関係を確認する。第二節の塩税総請負人の処で見たように、フィナンシエは姻戚関係、出身地、活動基盤等で結びついたグループを形成している^⑯。従って、コルベールとフィナンシエ個人との人脈関係の形成は、そのフィナンシエの周囲の人物との関係に発展せざるをえない。このような例は既にコキィユ、フレモン、ベシャメイユについて見てきたが、本節では罰金徴集請負に参加した人物に則して五つのグループをとりあげ、以下グループ毎に検討を進めたい。

(一) M-B マラン——ブルゴーニュグループ

財務監督官マランの姻戚のブルゴーニュ出身のフィナンシエ達。マランの甥コキィユ①については既に何度かとりあげてきた。彼はパリ総管区総収税官であり、オトリュイの契約以降塩税総請負人となり、コルベールの下でも継続して請負人となっている。同じくパリ総管区総収税官のラクロワ P. de Lacroix^②はマランの従兄弟にあたり、オトリュイの契約、クアルティアルの契約においてコキィユを通じて請負に参加していた。但し、マルティナンの契約以降も請負に関与していたか否かは不明である^⑬。いま一人、ソナン J. de Sonning^④はコキィユの一族で、六一年以降

に総収税官になった人物である。元々、パリ総管区にはコキユ、ラクロワの他にペロー P. Perrault なる総収税官がいた。ところが、最初の二人はマランと組んでペローの過失を誘い（具体的事実不明）、辭職に追いこんだと言われている。空席となった官職はコキユに委任されたが、すぐに一族のソナンに売却された。⁽¹⁷⁾ こうして、人脈關係を積み重ねてコルベールはパリ総管区の総収税官の掌握を果し、その総収税官が罰金徵集請負を担ったのである。ラクロワがディジョン（ブルゴーニュ）の下請負を担当している理由は彼の出身から容易に推測出来るであらう。

(二) B-N ベリエ——ノルマンディー グループ、及び-N

コルベールの腹臣ベリエと姻戚關係にある者。特に親しい友人も含めベリエはノルマンディーのフィナンシエと人脈關係を形成している。表に出てくるのは彼の義兄、オブリ R. Aubry ⁽¹⁸⁾ である。彼は塩稅倉 grenier à sel の收入官 receveur であったが、ベリエの力添によってカーン総管区総収税官の職を得、次いで六四年から六九年までルーアン総管区総収税官の職も得ている。⁽¹⁹⁾

-N ランサン⁽²⁰⁾とミニエ J. Migné⁽²¹⁾はベリエとの人脈關係を確認しえないが、ノルマンディーの総管区の総収税官としてこのグループに含め、略号はNとする。ランサンについては第一節で述べた。彼はやがてベリエが委任されていた顧問會議書記官の職を購入することになる。アランソン総管区総収税官のミニエは特別裁判所の追及をうけ、一二〇万²²の罰金宣告をうけている。この高額の宣告をうけた彼が如何にして罰金を徵集する側にまわりえたのであるか。六四年一月の手紙で、彼はコルベールへの「盲目的な服従を……至情の情熱をもって……わが生命の尽きる時まで」誓いつつ、コルベールの保護を得ようと心死であった。⁽²³⁾ この手紙は六五年七月の罰金宣告には効を奏さなかったが、一〇月の罰金徵集請負には願いがなかったと言えよう。コルは、六五年に設立されランサン、ペコも参加

した王立鏡マニユファクチュールにアランソンの総収税官ミニエ J. Mignier が参加していると伝えているが、これはおそらくここで問題にしているミニエと同一人物であろう。彼はコルベールの保護にすぎることによって罰金徴集請負に参加することが出来、更に、コルベールの「重商主義政策」の一端をも担うことになったのである。

(三) C- コルベールの姻戚 (一)、(二)に該当する者を除く) 表では、リヨン総管区総収税官のサン・タンドレ⁽¹⁷⁾のみである。彼は六七年に始まるルジャンドルの契約の請負人となり、ラングドック鉾山会社の設立に参加し、七七年には海軍総財務官 *trésorier général de la Marine* に起用されることになる。⁽²¹⁾

(四) -L- ラングドック グループ

ラングドック出身のフィナンシエが少なくとも五人参加している。ラングドックグループの進出の背景をやや立ち入って検討したい。絶対王政下で最も強力な地方三部会を存続させたラングドックは、有力なフィナンシエを生み出したことでも知られている。彼らにはプロテスタントが多く、宗教、出身地、姻戚関係等の絆で堅く結ばれた独自のグループが形成されていた。このグループの核となっていたのは、地方三部会の「金庫」をあずかる二人の「地方三部会財務官」*trésoriers de la bourse* ラーシユ・ド・ペノーティエ P. L. Reich de Pennautier とル・セック Fr. Le Secq であった。⁽²³⁾ この二人が財務長官フーケに貸付を行なっていることに示されているように、ラングドックのフィナンシエグループは元々フーケとの結びつきが強かった。⁽²⁴⁾ しかし、六一年を境に若いフィナンシエ達、ドーフィネの塩税の請負をしていたダリエス・ド・ラ・トゥール *Daliès de La Tour*⁽²⁵⁾ (以下ダリエスと略記)、モントーバン⁽²⁶⁾のフランス財務官のダリベール P. Dalibert⁽²⁷⁾、プロヴァンスの塩税請負人デザリユス J. Desallus⁽²⁸⁾ が、コルベ

ルの下に走った⁽²⁵⁾。罰金徴集請負に参加したのは彼らであった。コルベールはダリエスのために、まずドーフィネの総収税官職を委任で職務執行させ、次いで官職の保有者に干渉してその職をダリエスに譲らせた⁽²⁶⁾。以後、ダリエスはドーフィネを中心に軍需産業を設立し、製品を「海軍資材筆頭供給人」*premier fournisseur de la marine*の資格で納入し、コルベールの「重商主義政策」の重要な担い手となっている⁽²⁷⁾。一方、地方三部会財務官は特別裁判所の追及をうけている。ル・セックは一二〇万⁽²⁸⁾の罰金宣告をうけた。ペノーティエについては罰金宣告額は不明であるが、六五年一月に地方三部会とアンタンダンとが別々にコルベールに彼の赦免を懇請しているのが見られる⁽²⁸⁾。しかし、特別裁判所の追及は彼らに大きな打撃を与えなかったようである。むしろ、彼らはコルベールの信頼をうけ、彼の協力者となつていった⁽²⁹⁾。特にペノーティエは周囲のフィナンシエを組織しつつラングドック鉱山会社、レヴァント会社の主要な株主となり、セト *Sète* 港の建設、ラングドック運河建設の推進者となり、更に、自らのペノーティエの領地に王立毛織物マニユファクチュールを設立している⁽³⁰⁾。彼はラングドック及び地中海方面でのコルベールの「重商主義政策」の主要な担い手となつたのである。コルベールは、ペノーティエを協力者に得ることにより、彼の周囲にいるラングドックのフィナンシエグループを掌握することが出来たと言えよう⁽³¹⁾。

四 F- フレモン的一族

フレモン⑥及び彼と姻戚関係にある者。表ではリイウ・ドゥイリ⑩がフレモンの義理の兄弟にあたる。彼がマルテイナンの契約に参加しているのは既に見た通りである。

以上、グループ別に略号を付していくと、罰金徴集請負に参加したフィナンシエの多くにコルベールとの人脈関係を確認しうる。更に、略号を付さなかった者の中にも、人脈関係を確認乃至推定しうる人物がいることは行論中に指

摘したとおりである。従つて、罰金徴集請負に則して見ても、コルベールのフィナンシエ利用のあり方が人脈關係に基づいたものであることを確認出来ると思われる。しかも、フィナンシエがグループを形成していることから、コルベールの人脈關係は新たなひろがりを見せている。(一)のグループについて見れば、コルベールは五七年にマランと姻戚關係をもち、その結果、マランの姻戚のコキエ及びラクロワとも人脈關係をもち、六一年以降は新たにソナンを加えたことになる。(二)でも同様に、ベリエとの人脈關係が彼の姻戚を新たに加えることになる。(四)では、ダリエスら六一年以降コルベールが保護したフィナンシエが加わり、更に、その背後にはラングドックのフィナンシエの一派がいる。(四)Fでも、六一年以降コルベールの人脈關係に入つたフレモンは一人であつた。フレモンの一族のフィナンシエも彼と行動を共にしている。フィナンシエのグループを媒介に人脈關係は積み重ねられ、更に効力を発揮することになったのである。

註

- (1) *Journal d'Olivier Lefèvre d'Ormesson*, t. II, pp. 400-401. この請負契約については、オルメッソンの日記の編者シエリユエルが日記刊行に先立つて公けにしたエスキスも参照。A. Chérueil, *De l'administration de Louis XIV (1661-1672) d'après les mémoires inédits d'Olivier d'Ormesson*, Paris, 1850, pp. 75-76. なお、契約額から見ても、この請負契約は罰金の全てを対象にしたものではないと思われる。
- (2) *Dessert*, art. II, p. 1308. 清算の手續は六二年頃から準

備されていたようである。コルベールは、六一〜六二年のメモワールで罰金の支払手段、清算手續等を検討している。Colbert, *Lettres*, t. II 1^{re} partie, pp. 1-3. 既にこのした準備が行なわれていたので、七月の顧問會議裁決による罰金宣告の三ヶ月後に罰金徴集請負契約を結ぶことが出来た。

- (3) *Dessert*, art. II, loc. cit.
- (4) *Dessert*, art. I, p. 867.
- (5) *Ibid.*, annexe 1. (罰金宣告のリストには、減額された者の額及び証書で支払われた額も付記されている。)

(6) 例え、国庫財務官、ジャン・ド・カステイユ Jean-

nin de Castille (フーケの姻戚) ラ・バズニエールが保有していたいくつかの官職が回収されている。Dornic, Louis Beryer, p. 111. 又、上記カステイユ、及びジャン・バズニエールの総取税官 R. グリュアンの清算についてはデセルも参照。Dessert, art. I, p. 868.

(7) 人名、役割、官職は Dessert, art. II, annexe 1 (p. 1336). による。徴税請負人としての活動のうち、マルティナンの契約の請負人は前出、第二節表Ⅱに基づくもの。グループ分けは、筆者が行なったもので、グループの名称も筆者の便宜上の呼称。

(8) ジュエブローによれば、六五年二月一二日の裁決によつて「特別裁判所の財務官にして収入官 trésorier et receveur de la Chambre」たるベコは受けとつた額を国庫に納入するように命ぜられた。Joubleau, *Études sur Colbert*, t. I, p. 36. 但し、フーコーの日記によれば、ベコは六二年三月一四日に「特別裁判所の収入を行なうべく指名された」とあり、彼の収入役としての活動はこの時点から既に始まっていたと推測される。Journal de Foucault, t. I, fos 175 et suiv, cité par Chéruel: *Journal d'Olivier Lefèvre d'Ormesson*, t. II, p. 12 note 4.

(9) 六一年当時、エタ地方 pays d'États の総管区も含め王国には二三の総管区があった。Lavisse, *Histoire de France*,

t. VII 1^{re} partie, p. 166. このうちエレクション区地方 pays d'élections の総管区は一八で、表Ⅴの総取税官の所属総管区はそのうち一五を占めている(この表に出てこないのは「アミアン、リオン、オルレアン」)。Esmoin, *La taille en Normandie*, p. 27. 一方、ジョルジュ・デタランはグルノーブルを除く。G. Durand, *États et institutions XVI^e-XVIII^e siècles*, "Coll. U.", Paris, 1969, p. 99.

(10) 大きな請負では従来から、地方財務官が下請負にあつてゐた。Bourgeon, *Les Colbert avant Colbert*, pp. 205-206. やや特殊な事例であるが、コルベールの父ニコラがノルマンディーのオフィシエに対する臨時財政措置の請負を行なつた時、実際に現地で徴集を担当したのはルーアン総管区のエレクション区のタイヌ収税官であつた。Ibid., loc. cit.

(11) *Catalogue des . . . Mélanges de Colbert*, t. I, p. 240.

(12) Dessert, art. II, p. 1321. 参照。

(13) Cole, *Colbert and a Century of French Mercantilism*, Vol. II, p. 173 note 73.

(14) *Ibid.*, Vol. II, p. 460 note 7; Beauhieu, *op. cit.*, p. 63 et sqq.

(15) この点については、デセル第一論文の他に特にシヨリナ・ノガンを参照。彼は保護・家族関係・財政上のクリエ

ンテールによつて支えられたフィナンシエの équipes (編成) が形成され、それは七〇〜一〇〇年間にわたつて持続すると説く。G. Chaussinand-Nogaret, *Les financiers de Languedoc*, p. 14.

(16) Dessert, art. I, annexe 2.

(17) Ch. Perrault, *Mémoires de ma vie*, Paris, 1909, pp. 120-122, cité par Dessert, art. II, p. 1310. なお、ナンはランドック鉱山会社の設立メンバーの一人になつてゐる。Cole, *op. cit.*, Vol. II, p. 460 note 7.

(18) Dornic, *op. cit.*, p. 164.

(19) Dessert, art. II, p. 1334 note 32. デセルの典拠は、A. N. E 390 A, f^o 230.

(20) Cole, *op. cit.*, Vol. II, p. 309.

(21) 前出、第二節註(48)参照。サン・タンドロレが七八年に死亡した後、海軍総財務官に起用されたのはリオムの総収税官リュベール L. de Lubert であった。デセルは、彼がブルジュ総管区総収税官でコルベールの姻戚であつたと述べてゐる。Dessert, art. II, p. 1310. しかし、ルゴエンルは、彼の父がブルジュ総管区の総収税官で、彼自身はリオム総管区の総収税官であつたと述べており、姻戚関係については、インド会社の理事の一人ポクラン Pocquelin の義理の兄弟にあたると指摘するのみである。Legohérel, *Les Trésoriers généraux de la Marine*, pp. 70-71.

なお、リオンもリオムも海軍関係の支出が行なわれる地域(海軍資材供給地)であつた。これらの総管区の税収は海軍支出用の財源として指定をうけ、現地で(国庫に送らずに)支払われることが多い。ここに海軍総財務官職に総収税官を起用する利点があつた。海軍支出指定財源の内訳は、ルゴエンルにより七四〜八三年のうち八ヶ年を知ることが出来る。Ibid., pp. 120-127.

(22) ショーシナン・ノガレの研究を参照。Chaussinand-Nogaret, *op. cit.*, en particulier, introduction, pp. 11-25.

(23) Ibid., pp. 15, 19.

(24) フーケへの貸付については、Dent, art. II, p. 58. フーケの一族の或る者が一六四三年頃ランドックに移り住み、この地方に婚姻等を通じて根をおろしてきた。

Chaussinand-Nogaret, *op. cit.*, p. 61.

(25) Dessert, art. II, p. 1307.

(26) Ibid., p. 1311. デセルは、コルベールが、官職を保有してゐるオビタル元師 Maréchal de l'Hôpital に干渉したと述べてゐる。しかし、コルベール史料集でのクレマンの註によれば、この官職はオビタル夫人の保有にかかるとあるように思われる。彼女の亡夫はドーフィネの総収税官のド・ポルト P. de Porte であった。そして、クレマンによれば、オビタル元師は六〇年に死亡して彼女は再び寡婦となつてゐる。Colbert, *Lettres*, t. I, p. 370 note 2.

やがて七〇年に、彼女はポーランド王のカジミール Casimir に嫁ぐことになる。

(27) 以上「ダリエヌの軍需関係諸事業については」G. Martin,

La grande industrie sous le règne de Louis XIV, Paris, 1899, p. 58, pp. 184-187; Cole, *op. cit.*, Vol. II, pp. 333-348.

(28) *Correspondance administrative sous le règne de Louis XIV*, t. I, pp. 171-174. (n°77: 一月三日付、地方の三身分の嘆願。n°78: 一月五日付「アンタンダン」・ブゾン Bezons のコルベールへの私信。)

(29) Chausseinand - Nogaret, *op. cit.*, p. 29, 32.

(30) ベノーティエは十七世紀後半を代表する大フィナンシエの一人と思われる。彼の活動を伝える史料としては *Correspondance administrative* t. III, pp. 799-807, pp. 876-877; Colbert, *Lettres*, t. II 2^e partie, pp. 507-508.

以上は「貿易会社」・鉱山会社「マニユファクチュール」に関するもので、財政活動に関するものは少ない。コルベール

ル史料集の中では、彼が地方三部会工作用に提供した資金の返済を求め、ことは機密を要するとして手元に管理している上納金から控除する方法をほめかしている手紙が注目される。Colbert, *Lettres*, t. VII, p. 445. (六十二年三月の手紙) 更に「彼の活動については次の文献も参照。Martin, *Histoire du crédit*, pp. 100-101; E. F. Lévy, *Capitalistes et pouvoir au siècle des lumières*, Paris, 1969, pp. 114-116; Chausseinand - Nogaret, *op. cit.*, pp. 29-30.

(31) 例えば、ベノーティエはレヴァント会社に地方財務官僚の一群を糾合している。Chausseinand - Nogaret, *op. cit.*, pp. 103-105. 又「ラングドック鉱山会社には、ル・セックの他、罰金徴集請負に参加したダリベール⑤、ポアン⑩、デザリュス⑫が加わっており、更に「ラングドック運河建設の中心人物リケ Riquet も加わっている。Cole, *op. cit.*, Vol. II, p. 460 note 7. ラングドック運河については、平井氏の論稿を参照。平井寿章「ラングドック運河建設——一七世紀後半におけるフィナンシエの一事業——」。

結びにかえて

本稿は、コルベールの財政掌握の手段を解明するために、その手掛りとして、コルベールが王国財政の担い手フィナンシエをどのように利用したかを検討したものである。近年の研究では、フィナンシエの利用乃至編成において人脈関係の果たした役割が注目されており、本稿では、コルベール登場の時期に焦点をあてて、中央財政機構、徴税請負、罰金宣告及び罰金徴集請負の三つの局面に則して人脈関係の検討を行なった。その結果、第一に中央財政機構では、コルベール登場と共に彼の姻戚及び配下のフィナンシエが財務監督官職、顧問会議書記官職を独占していくことを確認した。第二に徴税請負に関しては、塩税総請負の中心となっていたマザラン保護下のグループが排除され、代ってコルベールと人脈関係をもつフィナンシエが登場することを確認した。フィナンシエの顔触れは変ったが、人脈関係に基づいている点ではマザラン時代と類似したものがある。第三に罰金宣告及び罰金徴集請負でも人脈関係が大きな影響を及ぼしている。巨額の宣告をうけた者は中央財政機構に位置を占めていたフィナンシエと塩税総請負人のグループであった。つまり、コルベールが自らの人脈関係による財政掌握のために排除しようとした人物であった。これに対して、彼らから罰金をとりたてる人物——罰金徴集請負に参加したフィナンシエ——はコルベールと人脈関係をもつ人物であり、彼の下で徴税請負の担い手となり、或いは彼の保護下に総収税官職を得た人物であった。更に、罰金徴集請負に参加した人物をフィナンシエのグループ別に検討した結果、コルベールの人脈関係がグループを媒介に新たな展開を見ていることを確認出来た（人脈関係の積み重ね）。

無論、筆者の検討した三つの局面がコルベール財政或いは彼の重商主義政策全てに妥当するとは限らない。又、人

脈關係の利用の意味及びその必然性は絶対王政期の社会、經濟構造との関連において明らかにされるべきものと思われる、この点は稿を改めて検討したい。しかし、少なくとも本稿の検討で確認しうるのは、フィナンシエ追及で始まったコルベール財政も一面では当初から人脈關係に基づくフィナンシエ利用が進められ、これが財政掌握の有力な手段となっていたことである。更に、これ迄とりあげてきた事例から、コルベールのフィナンシエ利用のいま一つの特徴を指摘して結びにかえたい。それは、コルベールが同一の人物乃至グループにいくつかの活動を同時に行なわせていることである。中央財政機構を見ても、總収税官を見ても、徵稅請負を見ても、罰金徵集請負を見ても、更に本稿ではとりあげることが少なかったが、王立マニユファクチュールの理事や特權会社の理事を見ても、我々は同じ人物、同じ家門、同じグループに出会うことが多い。このような比較的限定されたグループによる諸活動の結合は、フィナンシエの資本の性格を如実に反映するものであると同時に、人脈關係に基づくフィナンシエ利用の必然的帰結を示しているように思われる。しかし、この結合——独占は腐敗と汚職の温床となつてコルベール財政破綻の要因とならなかったであらうか。

〔付記〕

本稿は、日本西洋史学会第二八回大会（一九七八年五月一四日、於九州大学）における報告に加筆して五月三一日に脱稿したものである。